

婦人少年者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可

昭和三十三年九月五日発行

(毎月一回五日発行) 第六卷 第九号

(通巻六十二号)



◆労働者家族の福祉問題

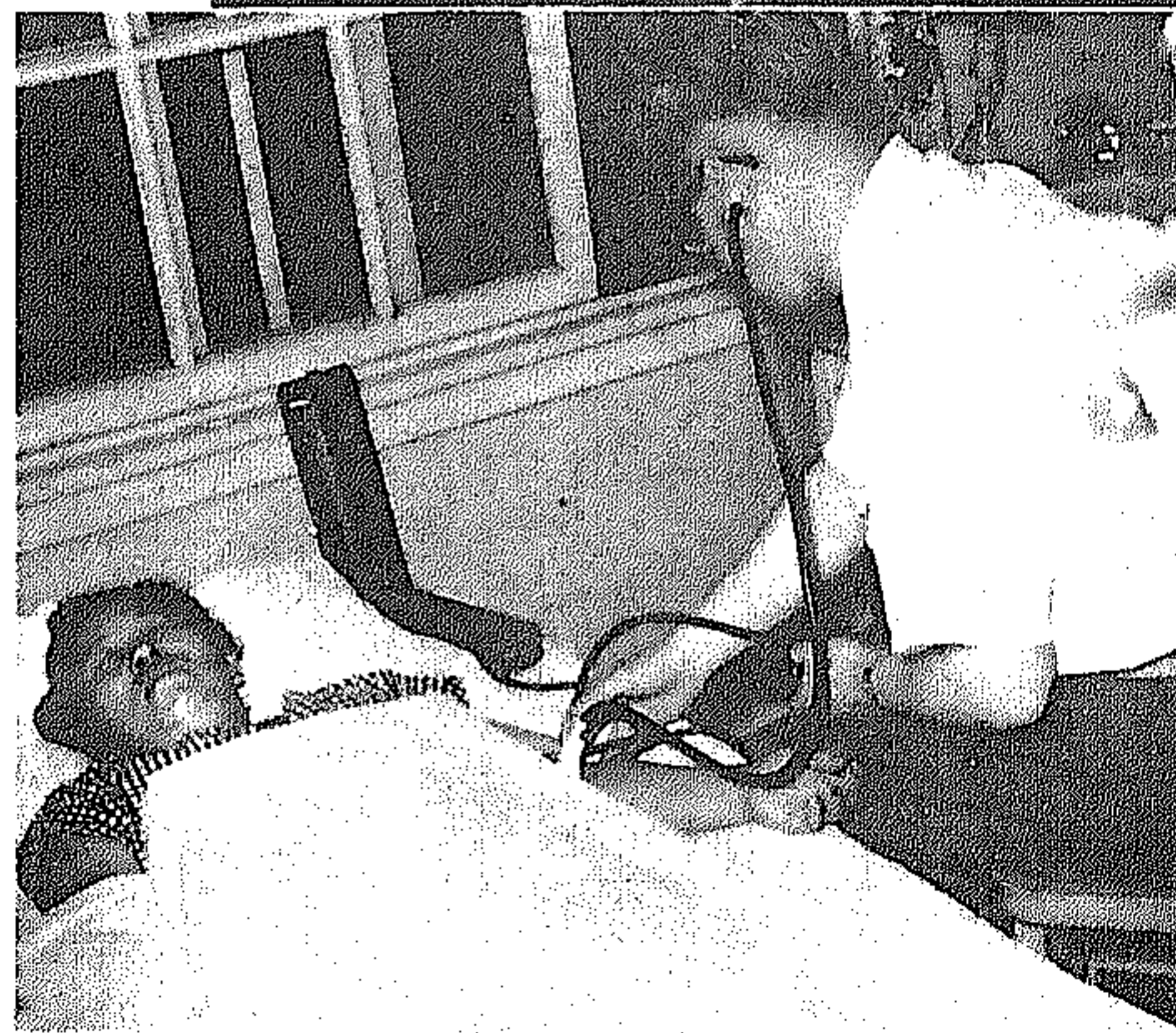
9

1958

婦人少年協会



婦人と年少者 六巻九号 目次



—お母さんの夏休み—
—YWCA 国領いこいの家で—
上 おみやげ釣りに興じているところ
中 健康診断をうけるお母さん
下 生れて始めてキャンプファイヤを
開んで踊るお母さんたち

(本誌 8 ページ参照)



労働者家庭の性格と主婦の役割	今和次郎	2
労働者家族の問題	高橋展子	5
お母さんの夏休み	渡辺松子	8
その後の当社の新生活運動	芳郎	9
労働者主婦会の現況	丸沢美千代	10
	久世法夫	11
	大野はる	11
	高田ふみ	11
私の職業⑧	金森不二江	14
「商業デザイナー」	成島明美	14
	島田しづ子	14
資料室		
労働者家族のための基礎資料		18
厚生省関係資料よりみた労働者世帯と社会保険		20
社宅に住む労働者の妻の意見		22
労働基準法中女子に関連の深い規定の違反事件並びに送致事件		24
労働組合のなかの婦人		26
インドの婦人と婦人団体の活動(つづき)		29
婦人界の動き(七・八月)		31
戦後における婦人問題文献目録(20)		39
女子の就業者数と完全失業者数・平均現金給与額		8
労働者家族福祉運動の実施について		23
働く婦人の福祉運動要綱		23
主婦のための休暇制度(ノールウェー)		28
読書案内「電灯のある教室」		80
モデル地区における労働者家庭生活向上のための技術指導計画実施要綱		81
表紙	甲斐仁代	表紙の3
	扉・カット	表紙の3
	塚山妙子	表紙の3



労働者家庭の性格と 主婦の役割

今 和 次 郎

どうも、家庭生活といえは、なにもかもを一枚に見たてて考えがちな通念に対して、わたくしは不腹に思っている。学校家庭科というものの欠陥が、そうさせているのではないかと考えている。

わたくしとしては、国民の家庭生活を、職場別にはっきり分けて、それぞれの性格に応じた指導の手を打つのでなければ、どこもこれも不活発なものになることを恐れている。職場別にみた三分野は、農民と、工鉱労働者と、そしてサラリーマンだと思つたのであるが、それらはそれぞれ、合致しない性格をもっていると考えたい。それらのほかに、漁撈者の家庭、小売商人の家庭、自由業者の家庭などもあるけれど、それらは、上の三分野の性格を参照して、ある点まで理解できそうだ。

いまここで、労働者の家庭を、工鉱労働者の家庭としたのであるが、その家庭の概略の性

格をつかまえるのには、その他の分野である家庭と比較するのになければ、はっきりしないので、そういう含みでかいてみることにする。

農民の家庭の性格は、耕地すなわち職場と、住居とが近接していること、家族労働であること、食料の生産労働であること、などから必然しているものといえる。これと類似しているのは小売商人の家庭であるが、それは、店という職場と住居とが密着している点や、家族労働とみられる点などである。しかし、農家と商家とのちがいは、農家の場合は、自然が労働の対象であるのに対して、商家の場合は、人間関係の中の労働とみらるべき点がそのちがいである。そして両方に共通している点は、生産資金と、生活資金とが混同し易いことであらう。

これに対して、サラリーマンの家庭は、夫は役所なり会社なりの職場に通い、主婦は住居に

とどまっている点、つまり職住分離であることである。このことは、農家や商家とくらべると一層組織化された近代社会に生まれた職業だからである。工鉱労働者の場合も同様で、職場と住居は分離している。ではサラリーマンと工鉱労働者とは、どこにちがいがあるかといえは、前者は主として人間の中の労働者であるのに、後者は、自然あるいは物を相手の労働者である点である。別の言葉でいえは、サラリーマンは知的労働者、工鉱労働者は筋肉労働者である。そして、この二つはどういうわけで家庭生活のちがいが出るかといえは、その労働の質のちがからである。なお、職住分離の点でいえは、これまで、農山漁村といわれている、その漁家の場合も、工鉱労働者に近いものといった方が便利かとも思うのである。

そこで、職住合致の農家や商家の場合は、家族労働になつていから、職住分離のサラリー

マンや工鉱労働者の家庭とは著しくちがつていのが当然である。職住合致の場合は、夫と妻とが二十四時間の対面生活であるが、職住分離の場合は、夫が働きに出かけて、主婦は家事にまづばら従事しているのが原則である。

こういう区分と、それぞれの性格から、家庭の人間関係がややこしくなっている。

たとえば農民の場合、都市のサラリーマンたちが、旅の汽車の窓から、農村の景色をながめて、農家の夫妻が、調子を揃えて、じぶんの耕地で、鋤で作業をしているなどみると、うらやましい限りだと思ふか知れないが、農民たちの現実としてみれば、夫と妻とが、職場である耕地においても、わが家である住居においても、年中顔を合わせているということ、いいかえれば、二十四時間互いに紐付きでいるということとは、果たしてたのしいことであるかどうか。新婚夫妻の場合ならいざしらず、数年も経つてからは、このような二十四時間三百六十五日の対面生活から結果するところは、感覚の麻痺、従つてよるこびの通減という現象におちていくのではない。そして、そこで、労働も生活も活気なくなり、新規な工夫の力がなくなり、習慣即生活であるというようになさけない状態におち込んでしまうのではない。農家の娘たちは先見の明があつて、都会にお嫁にいきたいといっているのはそこから来るのではない。農村生活改善というときにも、ここまで問題を掘り下げていくのになければならぬ。農家の姑

嫁の問題も、お互いが退屈だからしぜんにかもされるのだから、また、いくらか共鳴し合った仲の夫妻でも、オール対面生活では、お互いのアラが見えて来て、それが大寫しにされて、反感と反撥が生みだることになってくるのではない。

家庭のたのしみ、家庭のレクリエーションということは、こういう意味で、農家や農村の場合には特別着目されていいことにならう。よるこびをもたない、単調な退屈な生活にいと、活力がなくなるとともに、みすみす浪費したりすることになったりする。浪費といえは家計面のことになるけれど、その家計を調査するときの心構えとして、生活者の心理状況を勘案して判断するのになければ、創製の鳥で、生きた鳥を判断するような、うかつさをするところになる。無茶な飲食、パチンコ、退屈的な心の人々をとりこにしている冠婚葬祭の失費、その他の交際という各自の無駄使い、それにかからんだキモの浪費などは、すべて、家庭のあるべきからざる退屈感からそうさせるのだと考えられてくる。

浪費という反理性的感情から出る行為を直させることはむずかしい。それは浪費をする人の感情の行儀からくるのであるから、帳面づらに出た数字を理性的に指摘しただけでは効果がなない。その人たちの感情を別のものを求めさせるような誘導が必要なわけだ。浪費も、その当人たちにとってはレクリエーションに相当しているものなのだから、理性的経済観念で押すので

はなく、心理学者として、考現学者として、生活様相の全貌をつかまえて、治療するような心構えが必要であらう。浪費をマイナスせよというだけでなく、これこれをプラスにして、浪費の方をマイナスにしたなら、というような手当てが必要なのわけだ。

さて、いよいよ、工鉱労働者の家庭であるが、それは農民の場合と著しくちがうことはさきに述べた通りである。が、いして、工鉱労働者そのものは、例外もあるけれど、農村の二男三男が郷里の家をはなれて、新しい職場を求めて来住した人々が多い。それで、夫と妻という小家族からはじまるのが一般である。とりあえず身体だけで出て来てかせぐという場合が多いからだ。伝統のある郷里を離れてという、多少共新親な生活をはじめる意志を含んだ場合が多いのである。そして、その家庭における、彼及び彼女は、彼は彼女が作ってくれたベントウを下げて、三交代制かなにかの職場に出掛ける。そして、彼が出掛けてしまえば、八時間のあいだの彼女は、完全なわが家の主権者つまり、完全な意味の主婦になる。そこで、彼女たちは、社宅団地の中で、いささかの井戸端会議の気晴らしをする。時局談などといけばこの上ないのだが、つい近かまわりの噂話だ。なんといつても、そういう井戸端会議は彼女にとってのレクリエーションだ。家の中で求めようとしても彼の顔がないからである。そして、わが家の台所なり茶のま廻りなどの掃除、あれこれと品物

の片付けも、彼女たちにとっては、主権の発動、主婦権の発動なのだから、疲労度が計算されるような単なる家事労働ではなくて、明かなレクリエーション的質を含んでいる行為なのだ。彼のいない八時間の家の主権者は彼女としんなのだからだ。じぶんが主管する室内のとり片付けということは、じぶんにとっての造形的たのしみであるはずだとも考えられるからだ。子供たちを叱りとばしたり、抱きかかえて可愛がったりすることも、彼女にとっては誰に遠慮のない意志発動なのだから、決してそれは単なる育児に消費した作業時間ではない。どうもこれまでの労働科学では、エネルギーの消費という眼鏡で、何もかもを労働とみていたところに、生活というものを塞がれていた感じがする。それで、生活というものを灰色なゆううつなものともたてたうらみがあるのではないか。

農家の主婦たちの集り（農協婦人部などの）で集った人たちの顔色を見ると、それらは、工鉱労働者の主婦たちの集りのそれとははつきりちがう。これら二つは同じ国民であるのだけれど、表情がちがう。片方は暗く、他方は明るいのである。なにか面白そうな話を授けてみても、農家の主婦たちは仲々笑わない。工鉱地の主婦となれば、さやっさと笑うのに、農村の主婦は、当人たちが労働者であるせいか、無邪気にはうけつけない。

井戸端会議からはなれて、家の中に一人で座

っているときも、彼女たちは夢を抱いている。労働から帰ってくる夫について思うことができないからだ。彼女たちの胸にも行動にも夫への関心がひそんでいっている。そしてそうあるのが、サラリーマンの家庭の主婦の場合も同様で、夕方のマーケットあるいは組合の購買部にカゴを下げて、ご馳走の買出しにいく姿などは、労働者の家庭の主婦も、サラリーマンの家庭の主婦も、全く変りがないはつらつさだ。

しかし、工鉱者の主婦と、サラリーマンの主婦とは、根本的なちがいがあつた。さきにいったように、労働者とサラリーマンとは労働の質がちがうからだ。物を対象として労働をしている人々と、人間の顔を見ながら労働をしている人々との、それぞれの疲労から来るそれが、彼女たちに対する態度のちがいを現象するからなのだ。物を相手に労働をする彼の場合は、二十四時間家にいて、交際事も考えるひまのある彼女とくらべると、心がいたって単純であるのに対して、人の中で労働している彼の場合は、彼女の方が彼よりも心が単純だからだ。このようにならざるを得ない結果、工鉱労働者の家庭は、いつまでも明かな家庭でいられる可能性があるのに対して、サラリーマンの家庭の主婦は、残念ながら、「人形の家」で示された型の主婦になるか、そうでなければ恐妻型におちていく可能性が強いことを推測したくなるのである。くりかえせば、労働者の家庭の主婦は、少くとも八時間だけは、社会の中に彼よりも余計に拮据できるのだから、人間関係を始末する常識

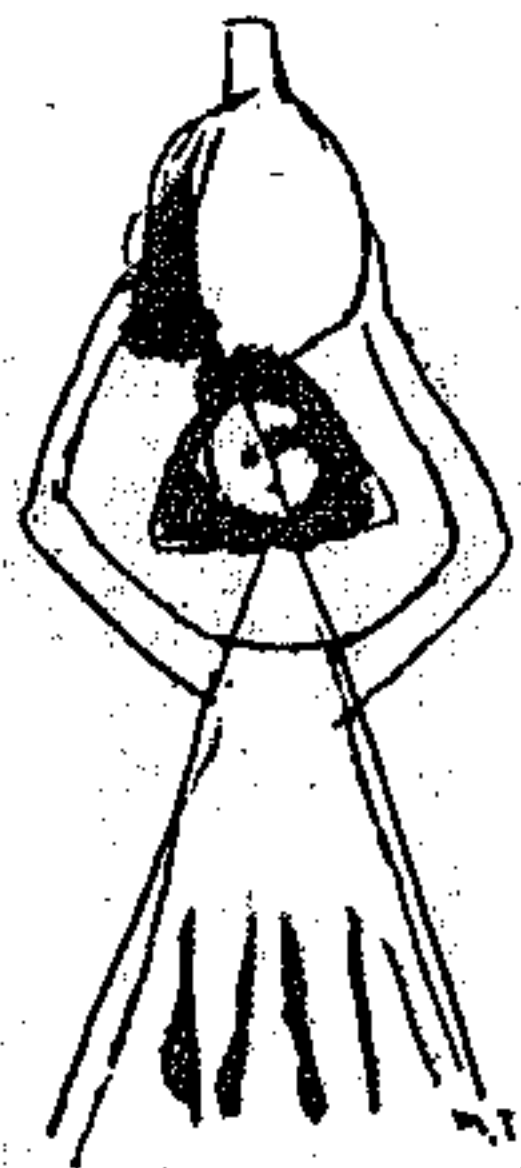
は彼よりも優っている。それだから、彼女のいうことを素直に彼はきいてくれる。これに対して、サラリーマンの場合は逆で、彼の方が社会の中でぎりぎりの苦勞をさせられる。そういう彼は家庭に帰ると、彼女の事柄のままとは、社会的常識の欠けた、いわゆる主婦そのものの仕事ばかりみせられるからだ。

このようにして、それぞれの家庭の性格が比較されるものとなる。工鉱労働者や漁撈者の家庭の雰囲気は、婦唱夫従の型の傾向のものになるし、サラリーマンの家庭は、昔の武士家庭のような夫唱婦従型の傾向のものになるし、そして農家家庭は、夫黙婦黙型の傾向へとおちていくこととなる。

こう対比してみると、労働者家庭の主婦の教養を高めしめるようにしていく仕事は、もっとも晴ればれしい仕事だといいたくなる。しかもその仕事は残されたままの感がある。サラリーマンの家庭の主婦への指導は、もっぱら学校家庭科のねらっている所かといえるし、農家家庭の主婦たちへの指導は、農林省の生活改良普及員や農協の生活改善課が当たっているのだが、ひとり、労働者家庭の主婦たちは、野放しのままの感がある。しかも、筋肉労働者の通性として、その疲労回復の手段として、本能的に浪費的におち込む傾向がある。その洪水を、くいとめるのが、労働者家庭の主婦たちの役割だが、これを彼女たちの頭と手腕とに期待しなければならぬのだ。（早稲田大学教授）

労働者家族問題

高橋展子



婦人少年局では九月十四日から一週間、全国的に労働者家族福祉運動を行う。この運動の内容については別稿に譲って、労働者家族問題についての婦人少年局の基本的な態度を、この際明らかにしておきたい。

まず、われわれが労働者家族問題を行政としてとりあげるのは、労働省設置法第九条によるものである。すなわちそこに婦人少年局のつかさどる事務として「労働者の家族問題」があげられており、さらに労働省組織令において、それは婦人課の所掌事務とされているのである。さてつぎに労働者家族の定義ないし範囲であるが、まず労働者とは、ひろく雇用労働者全般をさし、いわゆる労働者に限定するものではなく、ホワイト・カラーをも含め「職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者」（労働組合法第三条）とし

てとらえる。また「家族」とは、扶養家族と同義ではなく、労働者自身をもふくめた社会的単位としてのファミリーであつて、世帯という概念にやや近い、こうした労働者家族の定義に該当するものは現在全国で約八百万を数え、これは日本の総世帯数の約四割にあたる。

この大きな社会階層としての労働者家族について、その内包する諸問題を考究し、その必要とする施策を総合的にすすめるようとするのが、われわれの行政上の立場である。したがって、労働者家族を社会的に恵まれない階層としてとらえてこれに保護援助を行う、というのではなく、また労働組合運動として行うものでもない。さらにまた、労働者家庭の妻のみを対象として婦人の地位向上の見地からの啓蒙指導を行うというのでもないのである。労働者家族というものを一体的にとらえ、その特有な問題を労働行政の一環として、とりあげる——労働者の福祉を増進し、経済の興隆と国民生活の安定に寄与するという労働行政の線にそつて、とりあげるのである。ただし労働者の福祉を増進するためには、その家族問題が善処され、家庭生活の安定が得られることが肝要であることはいまでもなく、またそれによって初めて、健全な労働力の再生産、次代の育成、労働生産性の向上、国民経済や国民文化の発達が可能であると考えられるからである。

以上のような観点から婦人少年局では労働者家族問題についての諸般の施策を行つて来たのであるが、以下に本問題の内容についてふれてみよう。

一、近代家族としての労働者家族

社会の近代化にともなう家族の機能の変化ということは、社会学の分野における常識的なテーマであり、この変化は一般に生産単位としての家族から消費単位としての家族への移行、子女の養育、病人や老人の看護等の機能の衰退、制度的な結合から愛情的結合へ、大家族から小家族への移行等の図式によって示されていることは周知のとおりである。そして、こうした変化を経た「近代家族」の典型的なものを、われわれは欧米の工業国に見るのであるが、そうした国々では、近代家族のもつ諸問題——経済的社会的脆弱性——はかなり早くから露呈されて社会問題をつくり出し、それが現在の「家族福祉

「社」の理念や政策の発達を促したと見られる。日本では学問の分野で近代家族をあげつらうことはあっても、実際の社会現象ととりくんだ家族福祉の理念や政策はまだ殆ど発達していない。というのも、経済的文化的に日本の家族は前近代的な性格が依然濃厚であるため——あるいは家族制度的な理念によって故意にそうした状態が温存されているため——近代家族の問題は、社会的な関心事となることが少なかったからであろう。

しかしわれわれは、都市の労働者家族において、とくに戦後の労働者家族において、日本の近代家族を見る事ができる。すなわち彼等は、意識の面はともかくとして現象面では前述の近代家族への移行の過程を経て来っており、あるいは経つたものであつて、家族福祉を必要とする条件はあらかじめ具備しているのである。

こうした近代家族としての労働者家族は、前にも述べたように、日本の総家族数の約四割にすぎずであり、英国の場合の九割という数字には比較すべくもないが、それにしてもすでに農家戸数を上まわっており、将来工業人口の増加とともに一そう増加してゆくであろうことはいうまでもない。そして、好むと好まざるにと拘らず近代家族の問題は日本社会においても大きくなつてゆき、また労働者家族対策に端を発する福祉政策が、やがてすべての家族を対象とする家族福祉政策に進展する——ヨーロッパの福祉国家の場合のように——こともほぼたしかなことであろう。

日本の社会構造の中の労働者家族、社会政策の中の労働者家族対策を、われわれは以上のように位置づけるものである。

二、労働者家族の特質

労働者家族は、前近代的家族との間にその機能や構造に著しい相違があることは前にふれたところであるが、以下労働者家族の特質を考えてみよう。もちろん近代家族としての労働者家族の特色は多岐にわたるものであるが、ここでは、当面の行政施策との関係において、基礎的な特質のみをとりあげるにとどまり、家族崩壊（Family Breakdown）都市化と自己疎外、行動様式の問題等々の側面についてはふれない。また以下の特質は、労働者家族を純粋な形でとらえたものであり、現実にはほかの要素が入りまじっていることが多いということは勿論である。

1. 経済的特質

いうまでもなく労働者家族は、ウェーリー・アーナーたる労働者の賃金によって生活を維持する家族集団である。原則的に彼等は生産手段を所有しないし、労働者自身以外の家族員は、みずからも労働者である場合をのぞいて、収入を伴う生産活動を行わない。さらに労働者たる夫、又は父、あるいは母の労働には代替性がなく、「夫の体の工合が悪いので今日は私が代りに」といって妻が職場に出るわけにはいかない。したがって何らかの理由で労働者の賃金収入が途絶乃至減少する場合、それは家族全体の経済生活の挫折を意味する。土地を持ち、家族

員の多くがその土地を用いて収益をあげることのできる農家、妻や娘や息子が「家族従業員」として家業に参加できる商家等とは経済的性格が著しく異なるのである。ここから、病気・災害・老齢による労働能力喪失、失業などの危険について、労働者自身への保障はもろろん、その家族全体の維持についての配慮の要が生じるのである。この配慮は、英国をはじめ、北欧や大洋洲の福祉国家においては、各種の社会保険にわたる家族のための追加給付を加えるという形で具現されている。たとえば夫が失業した場合、彼が失業保険の給付を受給するのはもちろんであるが、それに加えて彼の扶養する家族員のために、人数に応じて追加給付が行われるのである。

つぎに労働賃金によって支えられる労働者家族にあつては、月々の収入はほぼ一定しており、支出もそのわくの中で行われる。このことは家族生活の設計を容易にする利点を持つと同時に、家計から弾力性を失わせる。子供がふえることはそれだけ生活水準の引き下げを余儀なくするし、病気・入学その他の不時の支出に対応することが容易でない。とくに傍系家族の扶養ということは非常に大きな負担となる。一般に労働者家族は都市生活者であり、現金なしでは一日も過せぬという現実と相まって、ここに労働者家族の生活は、はなはだせちがらいいものとなるのである。

この労働者家族における扶養能力の低減という特質への社会的配慮として、さきにあげた国

国では、扶養義務範囲はかなり早くから縮小され、おむね夫婦相互の間と、親が未成年の子に対するものに限定されている。その他の親族の扶養は、家族の能力をこえるものとして行われるのである。また子供の出生による生活水準低下を防止するために、児童手当を国庫から支給するほか、教育費の国庫負担その他多岐にわたる施策を通して、児童の養育における親の負担を軽減しようとしている。わが国でも勤労所得税の家族控除という措置はこの機能をもつものといえよう。

2. 社会的特質

社会的特質としては、家族の規模の小さいことがまずあげられよう。これは子供の出生数が少ないことと、同居親族の少いことによるものであるが、こうした家族構造の縮小化、単純化は元来前にあげた経済的特質等に起因する人為的な変化であり、大家族から小家族への移行としてとらえられる現象である。すなわち扶養能力の低下、住居の条件、転勤の可能性等は、労働者家族に出生の抑制をうながし、また累代同居をさせざるものである。また近代的な俸給賃金生活者の中に育つ主体的な自我の意識も世代の分離を要求し、個人の幸福、生活水準の向上を希望する。かくてヨーロッパの工業国では十九世紀後半には出生の人為的抑制はひろく社会各層に普及していた。日本の場合も、生めよ殖やせよの時代においてさえ、農家の出生率と都市の労働者世帯、とくに俸給生活者世帯の出生率との間には大きな差があったし、戦後

においては、社会全般にわたる急速な出生率低下現象の中でも、とくに筋肉労働者階層における出生抑制傾向が指摘されているのである。また結婚した子供と親の別居は欧米ではすでに社会全体の規範となっており、日本でも労働者家族においては、累代同居はきわめて少なくなっている。

こうした小家族は、夫婦及びその子という最も親密な者だけの集団であるから、数代の者が同居する家族に見られる緊張、反目、打算等から解放され、純粋な家族感情でつながるといふ意味で、家族員に及ぼす精神的安定作用はきわめて大きい。このことは疑いもなく小家族の重要な利点である。しかし同時に、それは新しい問題も提起する。すなわち、いくつかの国では出生率の低下が甚だしく、ために人口の減少が懸念されるに至っている。また小家族ということは不時のさい、人手不足からの困難を容易に招来する。とくに主婦の病気・出産等は、家庭の運営を混乱させ、夫の勤務にも支障を来たす。事実、婦人少年局の調査によると、東京の某工場における労働者の欠勤理由は、夫自身の都合よりも主婦の病気によるものが多いのである。

また、労働者家族にあつては、生産と消費の場が分離していることが、大きな社会的特質を作る。現象的には、労働者たる夫や父は家庭の外の職場に一日の大半を過ごし、彼の扶養する家族員は家庭において消費生活に終始するのである。夫婦がならんで畑をたがやす農家、家族

全員が同じ店で品物を売る商家の場合にみられるような、経済単位としての一体感の失われ、労働者と家族員との興味や関心は、一致しなくなる。労働者は家業の技術を子女に伝授するといふかつての父親の機能を全く喪失し、そればかりか、いわゆるしつけを行うことも、家を外にしているために時間的にむずかしくなる。かくて家庭管理、子女養育の責任は大幅に主婦の肩にかかる。またコミュニティ・ライフも労働者自身にとっては縁遠いものとなりやすい。さらにまたアパート住いという生活様式とも相まって、孤立感の問題、一人っ子の問題、欲求不満の問題など、社会心理学の好箇のテーマを提起するのである。

こうした種々な問題に対応するため、欧米の家族福祉政策は、はなはだ多岐にわたるサービスを行ってゐるが、なかでも主婦の手代りとして家政婦を政府が派遣するホーム・ヘルプ・サービス制度、主婦に休養と娯楽を与えるための主婦休日制度などは、注目ししよう。

以上概括した労働者家族の経済的社会的特質から具体的には種々な社会的要求が生じる。また労働者家族をいくつかの階層に細分すれば、それぞれ独自のニーズを示す。そうしたニーズに対する適正な方策を、今後一そうすすめてゆきたいと考えているのである。

（労働省婦人課長）



東京YWCAは八月下旬二回に亘って郊外国領「憩いの家」で一泊二日の「お母さんの夏休み」を行った。参加したお母さんは夫があり、小学校程度の子供があり、生活が苦しい人、ということを目やすにして主に会員の個人的な推薦によった。参加者五十二人。三十歳から五十歳。病夫をかかえて工場に行っている人、家政婦・日雇・内職などさまざま。子供も二歳の赤ん坊から長子は仕事についてる人までさまざまだが、概して子沢山。

二日間のプログラムは、去年の経験から休養を主にしたゆとりのあるものにした。大体次のような順序で進められた。先ず開会のあいさつ、諸注意、自己紹介、昼食、三時までは屋敷、お八つ、健康相談、入浴、六時に芝生の夕食、つづいてゲーム、キャンプファイヤー、フォークダンスなど。九時就寝、翌朝七時までは十時間の睡眠時間はよく守られたようだ。八時朝食、九時、山田多喜子氏の発題講演の後、年齢別の小グループに分かれて懇談、もう一度全員集まり冷たいミルクにのど

をうるおして全体の話し合い、山田氏指導、十二時夕食、二時まで自由、二時から閉会式、感想をのべ合、来年三月の思出会の再会を約して解散。

プログラムが進むにつれて、自己紹介の時のきこえなさが急速にほぐれていった。歌声が大きくなり、輪唱のメロディがきれいに流れるようになった。笑い声が部屋の空気をゆるがした。感想の時に、一番印象に残ったのは、星空の下でのキャンプファイアーだったとおおせいのお母さんがいった。一切を忘れて童心に帰ったよるこびだったのだろうか。健康診断は「病気でないのに医者様をみていた。でも安心した」とか、「心配していた事が取越苦労だと分ってよかった」という声がかきかれ、とてもよるこびれた。診察にあたって下さった大鈴博士は、殆んどの人が疲れてはいるけれども思いの外に丈夫だし、この年代の人は短期間の休養でも疲労回復に役立つといっ下された。この事は主催者にとっては、大きい励みであった。

小さいグループでの話し合いは、夫のこと、子供のこと、暮らむきの事など身辺の苦勞をぶちまけての話し合いだった。同じような境遇にある近親感がそうさせたのかもしれない。そしてこの雰囲気は、はじめから口を縛っていた一人のお母さんの重い口を開かせ、その数奇な半生と、いまも苦勞にひしがれた日々を涙と共に語り出されたのであった。そのあと、そのお母さんの顔にあらわれた明るい表情を私たちはどんなにうれしくみたくしれない。私だけが苦勞しているのではないこと、私の苦勞をきいてくれる人がいる事を知ったのは、たしかに一つの収穫だったと思う。一人のお母さんが「これが天国というものでしょか」といったけれど、少くとも善意がすべての基調になっていた点では、天国のおもかげをうづじていたといっても

いいであらう。

お母さんたちは一泊二日を存分に休息し、楽しんで会員たちから贈られたさまざまなおみやげをもって、一或るお母さんは、プレゼントのブラウスとスカートに着かえて乗車費を受取って帰路についた。この中には二分の日当を支給した人や、おまきを用意して上げた人もある。一方乗車費を自弁した人もある。一人一人の実情に応じて、乗車費を自弁し、又、気兼ねなく日当の申出ができるようにと参加者にくれぐれも頼んだことであつた。

この計画の実施に当たって特記したいのは、すべてが有志の奉仕によっているという事であつた。奉仕委員会は勿論中心になって早くから準備に当たったが、食料担当の家庭生活研究グループ、その他の個人、殊に大鈴博士とそれを手伝った三人の女子医学生、全部で四十人をこえる人、この奉仕によつて運ばれた。しかも奉仕者はこの事で大きな感謝をもつ事ができた事である。

この費用はすべて会員と一般に訴えての寄附金によつてまかなわれていた。先頃印度のYWCAから、この資金にと等便に托して若干の品物がといた「お母さんの夏休み」の記事が世界Yの機関誌にのり、カナダYのにも出たりして、この計画は世界の注目を浴びている。時々外国から思いがけない金子が届いたりする。西ドイツで「母の憩いの家」を創設したノビチ女史は、不良少年の問題に取組んで、それよりも家庭を整えること、中心になる母親を疲れさせない事が先決だとして、この事業をはじめたと語った。その本格的な事業にはほど遠くとも私共のささやかなこの計画が、母親が家庭の中心者としてのよき役割を果たすためのいくらかの助けとなる事を願うと共に、行きつづいた時に訴える場所があると思ひ出させる事がなりたいものと念願するものである。(東京YWCA総幹事)

その後の当社の 新生活運動



芳 邨 勲

従業員は幸福を念願して、昭和二十六年満足しました安全運動にひきつづき、昭和三十一年二月、新生活運動を開始しましたが、今年で早くも三年を迎えることになりました。

第一目標として、家族計画をとりあげましたが、そのうち受胎調節指導は関東・広島地区では九〇%を完了しました。

経済的な向上は、まず予算生活から、予算生活はまず現状の記帳と、その反省からという趣旨で、いままで家計簿を配布してまいりました。昨までは一か月の家計簿を配布していましたが、昭和三十三年度は全世帯に一年分一冊の家計簿を配布しました。その結果、各グループの主婦の間では、区分・記入・集計の仕方などについて活発な意見が交わされ、体験や反省など真剣に語られ、将来の生活への明るい希望を生んでいるようです。

二、貯蓄心の向上

予算生活は預金から始まるといえます。給料天引預金制度は、昭和三十一年から実施しましたが、昭和三十三年末には、賞与の一部を社員の全員が預金するまでに発展してきました。この預金額は現在二億円に近く、毎月、減税預金を含めて五五〇万円、生命保険料を合わせれば天引預金額は、一、一〇〇万円にもなります。これらは各主婦が次第に計画的な暮らし方をしてきた証とともいえます。

三、世界第一の安全工場の見学会

当社の各工場は、数年来、世界第一の、災害の少ない安全工場をほこってまいりました。昭和三十三年の夏以来、各工場では、主婦グループの計画的、組織的な、工場見学を行っています。整理整頓のゆきとどいた清潔な工場におどろきと、安心をえるとともに、危険作業に従事する夫を目のあたりに見て、「家庭を明るく健全に、そして真の安息の場として」とあらためて主婦の責任の重さを、夫への愛を認識し、家事への情熱を深めているようです。そして主婦はもろろん、夫である従業員間でもたいへん好評のようです。

四、家庭の日

広島県にある因島工場では、昭和三十三年四月から第一日曜日を「家庭の日」と定め、この日はすべての人が揃って、家庭づれで、ハイキング・海水浴などのレクリエーションに、一日を楽しみ、こととなつています。第二日目を迎えたこのころ、町をあげて、この趣旨に同調し、家族向きの映画を割引上映したり、酒場は休業したり、なごやかなふんい気が町中にあふれています。

またこの日は家族会議をひらいて、こどもの学級活動の延長である親子の話しあいや、そのほか将来の希望や計画が語られ、たのしい生活設計の場ともなつて

五、母親学級

子女の教育の重要なことは、いまさらいうまでもありません。家族計画ではこの問題にも非常に力を入れています。

1、第二子が生れる前後の第一子と母親との関係

2、成長に応じた性教育

など、それぞれのこどもの心理、親の心得、しかり方、さとし方、ほめ方の指導など行っていますが、母親学級はいつも満員の盛況をしめしています。

以上実施しているものの一部を報告してまいりましたが、受胎調節を第一歩として、幸福な家庭をつくりだすために、あらゆる問題について、われわれは指導と援助に努力してまいりました。今後はさらにつぎの点に重きをおいて努力をこつてゆきたいと思ひます。

1、大阪地区の受胎調節指導の早期完了

2、貯蓄(生命保険を含む)を中心とした予算生活の徹底

3、健康的衛生的な生活習慣の体得

4、グループ精神の高揚

(協力・連帯・社会道徳)

5、地域社会との協調

一見しますと、ほど遠いと思われるこの運動も、主婦の自覚と協力、夫である従業員の理解によつて、主婦みずからの力で着実に実を結びつつあります。

(日立造船株式会社・人事部長)



労働者主婦会の現況

妻の組合としての 家族の組織

丸沢美千代

(国鉄労働婦人部長)

労働者の主婦の地位は昔からそうであつたように今日においても非常に不安定なものである。主婦は生産手段をもたないために生活は夫の労働による賃金に依存する。だから、生活は夫の賃金によって決定される。日本の労働者の低賃金は労働者の生活全体を苦しめるものになっているし、もしも夫が死亡したり失業すれば生活は直ちに破綻する。働く意志があつても就職の門戸は閉ざされ、或いは子供がある故に働けぬ母親が内職労働などで非人間的な生活をやさしく維持している例は数限りない。にもかかわらず、この状態を問題にして婦人身体が具体的に解決するための運動に発展させるに至っていない。この問題に着目した国鉄労働婦人部は、労働者家族の組織化を決心し、よびかけ、昭和二十六年に最初の家族組織の結成をみた。

家族組織の目的は、したがって、婦人と子供の生活を向上、安定させることにある。

とにしている。家族の角度からみると、例えば、夫の失業はその家族全体を不幸に突落すように、労働者の問題に帰属する。家族同志が血縁のようにつながっているように、労働者階級の男も女も老人も子供も利害はつながっている。婦人の子供の問題は、労働者自身の妻や子の問題であるから、その解決は、当然、労働運動の中心的課題であるといえる。

家族組織は労働運動と同じ方向をとる階級的な自主的な婦人運動体である。日本の労働運動は企業別に組織され、大企業中心、職場本位の運動が進められていたために、小企業以下の労働者や失業者や退職後の生活問題を等閑視していた傾向が強い。これらの欠かぬが農家をふくむ労働者全体の条件を更に低下させている原因になっているので、労働者家族の生涯を通じての問題を解決するには一企業の労働者の運動では足りない。

家族組織は、日本の労働運動のこれらの欠かぬを埋めて発展させて行く大きな働きをもつものとして期待される。それは労働者の家族という共通の問題をもつ家族同志が、その居住地域で手を握り合ひ、生活上・社会保障・福利厚生・子供の問題等を具体的に解決するために、共同の活動を自主的に発展させる組織である。

現在、国鉄の家族組織は約四万人の組織となり、三十七万人の国鉄労働者の約一〇%強に達する。組織は集団する公舎の組織と、散在する民家居住者のそれとあるが、私たちは下からの堅実な組織づくりと、民家の組織づくりに最も重点を置いている。組合との関係は端的に、国鉄労働者が夫の組合であり、家族組織は妻の組合という表現をしているように労働者と平等の地位に置いている。結成以来、八年を経た今日、その結成からの歴史の長短はあつても、すでに札幌・秋田・名古屋・長野・福岡山・南近畿・広島・門司・熊本等の地方本部の家族組織は非常に発展して、地道ではあるが、その活動は、組合や地域を動かす力を、すでに発揮している。例えば、地方税を引下げたり、保育所を設けさせたり、最も保守的であつた地域を革新的に変えさせたところもある。

最後に昨年の家族組織方針の一部を参考に引用してみよう。

1、自分自身、又は家族の中で苦しむこともきりぬけてしまふ習慣が日本ではまだまだ強いので、このような個人的解決をバラバラに繰り返すばかりではみんなの共通問題としてとらえられないので発展させないから、社会的解決——社会保障制度や社会施設——に向けます。社会保障制度や社会施設が充実している諸外国の例をみますと、婦人が根づよい運動を地方からつみ上げて、国の制度とさせたことが分

ります。又、国鉄当局だけに要求して解決しようとする傾向が残っています。が、これでは国鉄一家のみの解決策であつて、私たちが国鉄職員でなくなつたときの保障になりませんし、外部の人たちからは、国鉄一家のエゴイズムとみられて地域共闘する上に支障になる場合がありますから、このことも思い合せて、勿論、直接の交渉相手である当局に要求するのは当然のことですが、地方での共闘も充分出来るよう心がけます。

2、家族の要求をとり上げてその要求の土台である苦しい現実の原因と問題点をしっかりつがみ、それを根本的に解決する解決策をうち立てて、その方向に活動向けます。この場合、一足飛びの解決目標だけでは運動になりませんから、現実的に具体的に出来ることから段階を経て気長に実行します。

3、活動は一部の進んだ人々のものとならないように、どんな小さな要求でもとり上げてみんなで話し合い、共通の問題とします。

4、これから組織する場合は民家に重点を置きます。これは公舎組織はともすると地域一般婦人との結びつきがうすくて地域活動が伸びないことがあるためです。ですから公舎組織も地域共闘が出来るように仕向けます。

5、非組合員の家族の加わっている家族組織は特に注意し、家族組織の弱体化

や分裂解散等の働きかけが行われないうちにします。

6、これからの組織づくりに当つては家族組織の目的と活動をよく理解し賛成してもらつてから組織し、拙速主義を排します。

7、組織づくりと世話を、男子組合員の協力を得て、婦人部が主体となります。婦人の統一はまず婦人部と家族組織が土台であり、問題も共通するからです。

8、既存の家族組織をまずかため、地方本部単位の連合体を結成する努力をし、将来全国連合体の基礎にします。

9、他労組の家族組織と地域で連絡会などをもつて地域共闘にひろげます。

以上でも分かるように、家族組織は居住地域から全労働者家族の組織に発展させる方針を私たちはもっている。その意味で今回打出された総評主婦の会を期待し、困難はあろうともその発展に努力しなければならない。

みんなの幸せのために

大野はる

(全日通労働婦人部長)

労働者家族の生活は、父・兄・夫・子の労働で得た収入によって維持され

ている。ところがこの収入の源泉である職場は、経済の変動と共に働く人を職場から締め出して、労働者の家庭を常におびやかしている。

去る昭和二十八年、企業合理化の政策がどの企業にもおしよせた時、日通にも他の企業と同じようにおしよせた。そのため、多くの人が職場から追われた。組合はこの時、働く者のみに責任を転化する会社の政策に反対したが、家族も一緒にその活動に参加した。

日通の家族会は、この時にはじめてつくられた。したがって、少数の指導者が机上で計画し上から全国一斉に家族会をつくらせるという方法でなく、働く者とその家庭の平和をおびやかされたことに反対するなかで、必要の都度、全国の各地につくられていった。現在、全国に約三割の組織率をもっている全日通の家族会は、組合の毎年行われる定期全国大会で決められた諸要求を解決する時も、組合の最もよき協力者となり、世論をもつ力として役をかつている。この力は会社も評価し、事あるごとに全国の各家庭に書状を送り、新聞を送るなどして、会社の協力者となることを要請した。しかし、家族会は、台所が組合の要求と結びつき、経済要求が政治と結びついていることを年ごとに知りはじめた。そのために、地方選挙は勿論のこと、国会議員の選挙にも、働く者の代表を送ること

がより、自分達の幸せを増すことをおぼ

るげながら知りはじめた。

生活をささえる賃金のほか、住宅・健康保険・教育・就職のこと等、すべて政治に結びついていることに気づきはじめてきた。そのために活動も漸次進んできた。そしてまた家族会をつくっていない職場の組合も、財政的困難や人手不足や地理的環境等の悪条件を克服して家族会をつくるうとの意欲を示し、今年の大会では、全国の各職場分会全部に家族会をつくることを申し合わせた。ところが既につくつたところは、その後の活動をどうするかまで深く考えていないところが多いため、その指導を上级機関である中央執行委員会に求めた。

組合の限られた財源と限られた人員で、組合業務のほかに家族会を運営することは、組合としては相当の忍耐と努力を必要とするばかりでなく、事務的な活動ではすまされない、いわば生活に密着した地道な組合活動へと発展せざるを得なくなつてきた。つまり職場におこつて

いる組合員の労働条件に限定されることなく、労働者の生活全般の問題処理を要求されてきた。このことは、組合活動が企業をこえて、日通の労働者以外の労働者の幸福をも含めた労働運動に発展させる役割を家族会がもっており、組織労働者の幸福は未組織労働者の幸福なくしては守れないことと結びついて発展し、組合がややもすると幹部本位の運動になるのを是正する役割をもっている。家族会

に対する評価も、おぼろげながらこのように意識づけされてきた。

この全日通に働く人々の家族で組織されていく家族会は、全国各地に点在してればえはじめたような感じはあるが、その力は着実にのりつつある。そして組合と表裏して、その家族を守るだけではない、新しい時代の人間関係をつくりあげ、新しい時代の要求にこたえる家庭建設をする役割を果たしつつある。この大切な歯車をまわす力は、やがて新しい地域社会をつくりあげて行くであろうことを期待している。

全炭鉱主婦連合会

のあゆみ

久世法夫

(全国石炭炭業労組)

二十七年からはじまった炭鉱不況のため、炭鉱は片っぱしからつぶれ、失業者はふえ、賃金はさがるばかり。すべての炭鉱労働者と家族が不安な日々をおくっていた時、二十八年八月に日鉱主婦連合会は、五〇主婦会約一万五千名をもって結成された。その後、二十九年四月に、全炭鉱主婦連合会と改称、改称後の第一回総会を三十年三月に東京でひらき、本年八月、第四回総会をもつた。炭鉱の生活は、一般社会の生活と少しその形が異なっている。町から相当はなれた所に、同じ仕事場に通う者が集団的に生活をして

る。

日本炭鉱主婦会の日常活動

種別	北海道	常磐	山口	福岡	佐賀	長崎	計
和洋裁	13	2	4	8	4	6	37
あみもの	21	2	2	7	5	5	42
料理	27	2	2	13	7	8	59
生花	16	1	1	10	8	4	40
受胎調節	26	3	2	15	5	7	58
育児	12	1	1	3	4	4	25
内職講習	1	2		2	2	2	9
内職あっせん	3	2		5	2	3	15
家計簿	12	2	2	13	4	5	38
貯金運動	19	3	2	16	7	7	54
虚礼廃止	27	3		14	6	7	57
坑内見学	24	2	2	15	8	7	58
主婦会特約店	5			4		2	11
常設売店経営	2		1	1	2	1	7
物価値下げ	18	2	1	11	9	6	47
福利厚生闘争	14	1		10	5	5	35
子ども会	7	3	2	8	7	5	32
子供の教育で	18	3	2	7	2	2	29
親と教師の集り	20	3	1	8	5	3	40
親と子の集り	10	1		7	2	3	23
うたごえ	21	1	2	8	3	3	38
学習サークル	5			2		2	9
時歌・俳句	3			2	1	2	8
画サークル				1			1
生活綴方	11			1	1	2	15
幹部教育講習	13			2	3	3	21
演劇	6			4	2	4	16
おどりサークル	10	2	1	6		6	26
スポーツ	3			6	5		14
その他				2		1	3

(その他)
△生活育成(物価値下げ運動より効果がある)一峯 地城江
△講師を招き話をきく一木 深
△町教育委主催の婦人学級に希望者出席

炭鉱の今日の生活や、そのなかでの主婦の活動について書くまえに、ちょっと、むかしのことにふれておきたいと思ひます。いまの炭鉱はみんな民間(三井・三菱その他)の経営になっていますが、明治のはじめ日本に炭鉱業がはじまった時には、政府が、囚人を使つてはじめたのです。炭鉱の封建性のもと、こんなところからも発しています。「杜宅」といまいわれるもの、前身は、囚人や、囚人類似の強制労働者が逃亡できないようにしつらえられたものでした。だから、戦後数年、大会社の炭鉱でも、杜宅のまわりをグルリと堀がとり巻き、出入口は一つで、そこに「見張所」があった所もあるのです。今は、もちろんなくなりまし

た。戦争後、外地から引揚げられた方、都会で戦災にあった人など多くの人が炭鉱に入りまして、(ある山では三分の一、ある山では半分がこういう新しい層の人たちです)炭鉱の空気は大いにかわりました。また、組合と主婦会の組織が、つちりできてから、資本家の方も、しは紳士的に振舞わなければいけません。運ばないと思ひついで態度を変えてもききました。しかし、明治以来のながい、ながい伝統——働いている人たちの蔑視する、ともすれば人間扱いしない——は、うすうすにすべからざるものではありませう。そして、女の人たちならだれでもわかるように、現実の生活のいるんな不合理や不便、危険等々は最終的にはみんな女の人のところ——一家の主婦のところへ

しわよせになり、そこでたまつてしまひます。炭鉱の主婦がなにかの闘争のとき、組合の人たちよりもっとしっかりした団結を示す原因はこの辺にあるのです。ところで、いまの炭鉱協の活動ですが、いろいろなやまや、いろいろな仕事があつて、やられていきます。その状況はなかなかつかみ切れません。昨年、炭協協の本部で調査をしてみました。回収できたのは約六割(七〇支部)でした。次の表に見るように、どの奥さんの集まりでも、やっておられるような、別に目新しいものではないですが、(表の数字はその活動をやっている支部の数です)さて、こういう活動をしながら、しみじみ考えてきたことがあります。炭協協はそれを今、行動方針の一番重要な問題としてとり

あげました。それはただ馬車馬みたいにヤミクモ仕事ばかりしていたってダメだ。仕事と同じ時に仕事にほんとのスジを通してゆく学習をしないとダメだということ。勉強をして、ひとつひとつのしごと、お父さんたちと一緒にやる「闘争」などの意義をしっかりとつかまえてゆかないと、お先まつ暗のバカ勘になるだけです。今年、炭協協は行動方針の第一番にこのことをかかげました。これは今年だけで成就する仕事ではありません。今年、来年、さらには年々、炭協協は一人一人の会員のために活動する活動と同時、ものごとの真実をつきとめる学習を全国的にひろげてゆくとしています。

いわゆる炭鉱社会という独特の社会をつくりあげている。このため組合の仕事は、単に労働条件の問題にとどまらず、夫婦げんかの仲裁も組合の仕事という、家族ぐるみの運動であつた。

こういった関係から、組合員的主婦を組織化し、組織的に組合との協力体制をつくり、組合の活動を理解し、協力して貰おうという声は組合にでてきた。それと共に、炭鉱社会にある虚礼の徹底的な撲滅、健全家計を実現しなければ炭鉱労働者は永久に低い生活水準であえいでいなければならぬという強い声もでてきた。この声が結実して主婦会の結成となつたわけである。

主婦連合会結成大会のスローガンは「愛情で団結を強める主婦会をつくらう」と、組合との協力体制をきかかけ、その宣言は「組合の諸活動に協力すると共に、生活の合理化、環境の改善、婦人の地位を一步一歩たかめ——私達の炭鉱が、町が、家が喜びにあふれた夫連、それをたのしく見守る主婦連でみちあふれる日を目ざして進みましよう」と、その目的をきらかにした。

一年間の運動は、年一回ひらかれる総会できめられる。活動指針はそれぞれの主婦会から討議テーマをだし、そのテーマにたいし出席者全員が、いろいろな経験・意見をだしあい、そうして、どう活動するかという結論をもとめ、それを活動指針としている。昨年、第三回総会では、①結婚簡素化運動 ②質素で厳しゅうな葬式 ③家計簿の記帳 ④現金買い運動 ⑤安価でカロリーの高い料理 ⑥物価引下げ運動 ⑦子供の遊びば ⑧子供会の結成 ⑨両親の服装 ⑩母親学級 ⑪学校・PTAとの連携 ⑫家族計画運動 ⑬婦人の地位向上 ⑭他団体との交流 ⑮労働組合との協力 ⑯主婦会相互の活動経験の交流 ⑰消費者米価値上反対運動 ⑱春防止法の完全実施——というようなテーマが討議され、それぞれについて結論がだされていく。この結論にしたがって、各主婦会は一年間、その炭鉱の環境に適合した問題をとりあげ、活動している。

中央連合会は、これらの活動に色んな援助、指導を与えているが、特にいま重視しているのはモデル主婦会の育成である。中央連合会が重視している四つの活動①結婚簡素化運動②家族計画運動③虚礼追放と家計簿記帳④母親学級の開設などについて、それぞれ各地方ごとに四つのモデル主婦会を指定、それに集中的な努力をはらっている。これらの主婦会の活動状況を二、三紹介してみよう。

神田主婦会の婦人学級——昨年十月第一回が開校され、月三日、一日三時間、①家計簿の研究 ②地方自治と選挙 ③民法 ④美容とエチケット ⑤新しい道徳について ⑥家庭教育 ⑦生活の合理化 ⑧育児衛生 ⑨子供の心理 ⑩新かんじとかなづかい ⑪話し合い学習 ⑫料理 ⑬公営結婚 ⑭家庭医学などをおしえ、五月末に五〇名の卒業生をおくりだした。六月二十日から、明年三月迄の期間で、第二回学級が五〇名の受講生をあつめてひらかれていく。第二回目は若干水準が高くなり ①英語 ②道徳教育 ③メーソル法 ④時事問題 ⑤新聞学習 ⑥炭鉱の基礎学習などをおしえていく。江里主婦会の虚礼追放——結婚の簡素化としては、組合結婚をする人が増加してきた。葬式は、世話にあたる人々の食事等ができるだけ簡素にするようにしている。中元・歳暮の贈答の廃止は、ボスター・マイク放送等でいもうし、さらに地区常会でいもう、年始回りの廃止のために、各戸に標語をはった。この結果、中元・歳暮の贈答も年始回りをする人もほとんどなくなった。子供の目・初節句・誕生祝・お返しは、従来派手であつたが、質素になつてきている。

麻生山内の家計簿記入運動——麻生主婦連合会の家計簿をつくり、記入の指導等を行つて努力した結果、現在、主婦の六〇%が家計簿をつけるところまでこぎつけた。それと併行して貯蓄運動をよびかけ、かなりの成果をあげている。

大日本炭原主婦会の結婚簡素化運動——労働組、青年協議会とタイアップして、結婚簡素化についての会則をつくった。組合員・家族に結婚が成立した場合、すぐ実行委員会に連絡、実行委員会は婚約者・媒酌人・両親に簡素化の主旨を説明し同調をもとめている。その内容は、

①式場は集会所を使用すること。
②式服は男女共、組合備品を借用する(男物二〇〇円、女物三〇〇円)
③招待者は、両家の近親及び職場長・親友をふくめて三〇名以内とする。
④引物・出物・みやげもの、御返し物は一切行わないこと。
⑤嫁入持参物は、なるべくおさえること
⑥総支出金は二、七〇〇円(結納金三〇〇円を含む)程度とすること。
(註)全炭鉱主婦連では結婚を含めて一万五千円の結婚運動をすすめている。

以上のような活動が各地で行われているが、八月の第四回総会で、財政を充実し、常駐役員を東京におき、さらに全国活動を強力におしすすめる計画になっている。

炭協協の活動

高田 ふみ
(日本炭鉱労働組合書記)

炭協協では働いている人たちがほとんど杜宅に住んでいますから、主婦が自分たちの組織をもつ上からもずいぶん有利な立場におかれています。炭協協の傘下のやまではほとんどが主婦会をもっていて、日本炭鉱主婦協議会(略称は炭協協)という全国組織に結集しています。炭協協に入っている主婦の数は、最近約十万人に達しました。

私の職業

⑧

商業デザイナー

昭和三十年の国勢調査によると、芸術家の中で、商業その他のデザイン（服飾を除く）の仕事に従事する女子の数は二、一〇〇人（男子約六、〇〇〇人）で、その数は、ごく僅かである。しかし、近代文明の中で、デザイナーの仕事の分野はますます広くなり、重要性を加えている。より効果的な宣伝のために、また、日常生活にうるおいを与えるために染色・織物・食器・家具・アクセサリー等々、商業デザイナーの果たす役割は大きい。この仕事は女性でも十分できる分野であり、特に女性のセンスが要求される場面もあるので、今後、その進出が期待される。

——編集部——

新しい分野の中に

金森 不二江

（松本産業K.K. 図案部）

私は子供時代から、おそろい子として扱われて来た覚えのない臍白坊主で、行く先を案じられたものだ。それでも現在では、商業デザイナーとして一年半、くちばしにまだ黄色味の取れない、駆け出しではあるが、ともかくデザイナーとして働いている。

私の仕事は、広い意味での商業デザインであるが、私たちの仲間ではこの分野を産業デザインと呼んでいる。それは実際に商品そのもののデザインを指すのである。私の場合、それは女性が甘美な夢を託すレースのデザインである。——ウェディングドレスに、イヴニングに、涼

しげな夏のワンピースに、そして、現在では季節を問わず女性の服装に優雅さを強調するものとして繊維業界に進出してきたレースのデザイン、これが私の仕事である。

私がこの道を選ぼうと決心したのは、高校三年のとき当時父の仕事の関係上、名古屋に住んでいたが、まだ古い因習が残っていたその土地では、この考えはあまり受け入れられなかった。というのはいさか言われている、箸にも棒にも掛からない「貧乏絵描き」への恐れからであつたらしい。しかしそれは、美術をマス・コミの波にのせ、商業美術として、利用されつつあることを、当時、私の周りの人々が気付かなかつたからであらう。それに加え、現在はP・Rの時代とさえ、言われているのに。

もう一つは、男女平等が叫ばれていても、事實上、一般にはまだ、その成果が上がっていないので、女性としても、なんらコンプレックスを感じさせない強いものを持たねばならないと、子供心に考えての決心であつた。

女性としての繊細な柔らかな感覚を買われるのであつて、仕事上の肉体労働と精神力は男性並みに要求されるのである。しかし、デパートのウィンドーの中に、自分のデザインを発見したときは、言いしれない喜びを味わい、誇りを感じるものである。それはまた、自分の仕事に対する反省の機会でもあつて、実物になった自分の作品から、改作すべき点を発見することもまた、喜びの一つである。この仕事は、その製品が消滅するまで、自分のした仕事ははっきり表

われているので、喜びと同時に最後まで大きな責任を感じるといふ苦痛もある。

まだ結婚ということ深く考えたことのない私ではあるが、この問題についても、両立可能な仕事とは思えないし、実力さえあれば、フリーのデザイナーとして、その職場を家庭に置くことも不可能ではない。現在では、男性になり女性の感覚を強く要求される分野もいろいろあるから、今後、これらの方面に女性が多数進出することを期待したい。商業美術界も女性のセンスを要求している新しい分野であると私は信じている。そして今後は、一人よがりの芸術から脱皮した「生活の中の美術」として、大衆の中に、その美の根源を植えて行きたいと思っている。

この分野で女性が注目されてきてからまだ日が浅いので他の多くの社会で見られるような封建性や学閥のはびこりなどは少いようである。だから新しく開拓する余地はまだあるのではないだろうか。この新しい分野の開拓、これ

が今後の商業デザイナーになる人に課せられている点である。

一にファイト、二にファイトの世界である。私も大いにこのファイトを燃やしている一人なのである。

街を美化するために
女性の感覚を

嵯島 明美

（横浜市「得業房」経営）

どこを歩いても、どこへ行っても目に入る広告。あのゴタゴタ無遠慮なビラ・看板。宣伝界の無神経な、いやらしいまでの様相を見せつけられればこそ、私たち女性のえがいてる夢や抱負を、この渦中に割りこませて、一役買うこともできるはずだと思つて始めたのが、私の仕事広告屋「得業房」なのです。

三十二年春、女子美術大学を卒業しましたが、卒業の半年前から、ある広告会社にアルバイトとしてデザインの仕事を手伝い、卒業後もそのまま継続して、その会社に二年足らず勤めました。その経験を以つて、今年の四月、仕事として成り立つか立たないかは第二義として、一人ででもやるつもりで、この仕事を始めました。幸い相談相手として、こうした仕事の内容や絵などに関心と造詣浅からぬ知人を得ましたので、そのがたの二階の一室を事務所に移借

そんな反対の中で、私は上京して女子美術大学に入学した。学生生活は楽しく、また総て新鮮であつた。吸収すべき点は総て吸収しようとして、毎日、大いに若さと健康を活用した。そして昭和三十二年卒業後、現在のレースメーカーのデザイナーとして入社し、ほぼ最初思った通りのコースを辿ることになったわけである。

レース生地デザインのについて、私は、入社以前まで、どれも同じような花がデザインされているとばかり考えていたのだが、直接この仕事にたずさわってみて、その考えを一変させられたのである。それは商品として、市場性、創作性、加工性などの点から、はつきり割り出されたもので、鋭い感覚、すぐれた技術の強く要求されるデザインであつたから……。

その上、デザインの傾向の波は常に変遷しているもので、この仕事に携わる者は、絶えずその波を、いち早くキャッチしなければならぬ。ありとあらゆる方法を用いて、人の先きへ先きへと進まねばならない。女性の感覚と粘りは、この仕事に多分に利点となつて、現在、男性をオーバーする七名の女性が私の社では、この仕事に携わっている。現在の社会で、男性の特性がしばしば歓迎されるように、女性の特性を必要とされるこの分野は、女性の職業として決してゆるがせにできない方面ではないだろうか。しかし、女性だからと言って、職場では、色々の面で男性より甘く扱われるということはありません。

し、そこを根城に同窓の後輩、本年卒業生二人に手伝ってもらい、極く家族的な女ばかりのスタッフです。

浅い経験をもとにして、先ず国鉄の広告から始め、創業草々思ひぬ順調さで、広告主も見つかり、有楽町駅や桜木町駅その他に、三、四のかなり大きな仕事をいたし、現在も続けてやっております。

ところが、宣伝部等を設置してあるような企業は別ですが、広告主（スポンサー）側の多くは宣伝広告というものについての見識がきわめて低く、残念ながら、私の理想とはあまりにかけ離れていることに気付いたのです。例えば、或るかなりの商店の場合など、できるだけ目立つ場所に広告を掲げ、又は建立し、他の人の邪魔にならうが、目ざわりにならうがおかまいなしに、とにかくめだつ形、めだつ色で、額面一杯に、あれもこれも、あたかも店を全部そこへ持ち運んだような盛りだくさんで、それが当然の望みのように注文が出来ます。

このような現実と直面して、美観とか、慎しみや繊細な心づかいとかいうような表現から、宣伝広告の価値を得るといったような、私共の気持と近づいてくれるのは、まだ先の事だと、つくづく感じさせられました。が、それでもよい、一歩一歩、思った方向に押し進めてゆけばよいのだと思つています。消費者の生活になくしてはならないものとしての使命を、快く果たし、そして広告物の一つ一つが、それぞれ街なみ駅なりの壁画であるように、親しまれ、美し

女性としての繊細な柔らかな感覚を買われるのであつて、仕事上の肉体労働と精神力は男性並みに要求されるのである。しかし、デパートのウィンドーの中に、自分のデザインを発見したときは、言いしれない喜びを味わい、誇りを感じるものである。それはまた、自分の仕事に対する反省の機会でもあつて、実物になった自分の作品から、改作すべき点を発見することもまた、喜びの一つである。この仕事は、その製品が消滅するまで、自分のした仕事ははっきり表

われているので、喜びと同時に最後まで大きな責任を感じるといふ苦痛もある。

まだ結婚ということ深く考えたことのない私ではあるが、この問題についても、両立可能な仕事とは思えないし、実力さえあれば、フリーのデザイナーとして、その職場を家庭に置くことも不可能ではない。現在では、男性になり女性の感覚を強く要求される分野もいろいろあるから、今後、これらの方面に女性が多数進出することを期待したい。商業美術界も女性のセンスを要求している新しい分野であると私は信じている。そして今後は、一人よがりの芸術から脱皮した「生活の中の美術」として、大衆の中に、その美の根源を植えて行きたいと思っている。

この分野で女性が注目されてきてからまだ日が浅いので他の多くの社会で見られるような封建性や学閥のはびこりなどは少いようである。だから新しく開拓する余地はまだあるのではないだろうか。この新しい分野の開拓、これ

く……。そういった方面に持つてゆくべく、スポンサー側の広告に対する従来の観念や見識の切換えと向上に、目覚めていただくには、私の経緯では及ばないものがあり、私自身にも不足だらけですが、一件一件の仕事に努力し、少し

桜木町駅構内の大看板

得業房デザインによって、8月12日からおめえした大看板製作の状況。乗降者の少なくなった夜11時に足場を組み翌朝6時には大体仕上げて足場をはずす。この作業にデザイナー（左から2人目の女の人）が立ちあっていると。真夜中の仕事。他の男性は作業員と監督員。



でも実現をみています。

デザインのうえでも、女性独特の繊細さや優美なものを、そして、これらの仕事の外交の面も、より円滑に、よりなごやかな中にすすめられるようにするために、今後、得業房が発展し、人員を増やすような場合には、その都度、やはり女の方に来てもらい、活躍していただきたいと思っています。

けれど、仕事の上で、女というだけで、私の場合のように、年若ければ若い程なおさら、男の人の持つあの重厚さや押しがたいので、相手の人に半端な印象を抱かせ、しかも物事の一番重要な時に、全然用をなさないもののように思われがちで、こちらは真剣であればある程、口惜しい思いにぶつかることが、しばしばあります。

こうして仕事の歩みは遅々としていますが、僅かずつでも認めてもらうためには、いろんな努力を惜しまず、勉強を重ねてゆかねばと思っています。

そして、この混沌とした、野放し状態の、およそ誇りや自信、真善美に欠けている今日の広告界に対して、これを審査し、取締ると言ったような政治や教育が望まれます。そして道義の貧困ともなることながら、美に対して生来敏感な私達女性の力で、是正し醇化させてみたいと念願しています。

個性のあるデザイナーに

島田 しづ子
(パピリオ宣伝部)

私はもともと絵描きになるつもりで女子美術に入りました。昭和十七年に卒業してからまた、早稲田大学の哲学科に入り美学や美術史などを学び、美術というものについての裏付けをしたわけです。ちょうど終戦の年まで早稲田で勉強し、帝室博物館（今の東京国立博物館）に勤め、彫刻の部門に属して研究をしました。

私がパピリオの宣伝部に入ったのは、それからあとのこと——昭和二十五年——で、自分の才能を生かして、もっと生きた仕事、社会の一員として意義ある仕事が生きたいと思ったからです。

女子美術では、図案の科目はありましたが、そのころはまだ、コマ・シャル・アーチストを養成する機関はありませんでした。もっとも商業デザインと云っても、却って型どおりの図案の勉強がじゃまになることもありましたが。

世間では私を商業デザイナーという名で呼びますが、私としては自分は絵描きだと思っています。商業デザイナーも絵描きとしての自分のセンスを働かせてやればよいわけで、絵を描くこ

とと本質的な区別はありません。

デザインの仕事は、芸術的な絵を描くことに比べればよほど簡単ですが、商品がよりよく売れるためにする仕事ですから、それを買う大衆の気持ちをののこむことが大切です。私は今、レット・パッケージ（外箱）・ポスター、新聞や雑誌の広告など、絵も宣伝文もレイアウトも、何でもやっていますが、どの会社でも、一流会社となれば、その会社独特のアトモスフィア（雰囲気）を作り出す必要があります。優雅さをほこる資生堂のデザイン、ピアスの脳殺調、皆さんもご存じの白・黒・赤のバビリオ調。このように、細かいところを読まなくても一目でメーカーがわかるようなカラーを創造することです。そういうカラーが打ち立てられたら、後継者は、このカラーを保ちながら、しかもそれを推進していく使命があります。

商業デザイナーを扱う場合、大切なことは、その会社の進む方向を理解することです。高級品を作るのか、中級品を作るのか、奥さん向きか娘さん向きか、その会社の製品は大衆の中のどの層をねらっているのか、そのような会社の方針に合わせて、デザインを研究することです。ただ自分の好みでデザインをするのではなく、会社のそういう商業的な目的に沿って、自分の才能を生かすということが、この仕事のコツでしょう。そこまですべきことが、この職業で一人前とは云われないのではないかと思います。このようになってこそ、会社でもかけがえのな

いメンバーとして重要な仕事を与えるようになるでしょう。製品を売るといふ過程で、宣伝の持つ役割は軽視できない重要なものですから。

現在一流の会社では宣伝部を置き専属のデザイナーを持っていますが、それを持ってない会社では、広告の図案も文も、広告代理店にまかせるのが普通です。そのような場合には、どうしても個性のないものになってしまいます。それで、いわゆる職人ではなく、個性のあるデザイナーに頼みたいという希望がしばしばありますので、腕さえあれば、これからは会社に雇われないで、個人で事務所を持ち、そういう要求に応ずることもよいと思います。アメリカの商業デザイナー、エイモンド・ローウィのように、外国から望まれて、商品のデザインをするようにまでもなれるのです。彼は「口紅から機関車まで」という本の著者で、鳥のついたビス（煙草）の外箱のデザイン、アサヒゴールドのラベル、みつわけの化粧箱など、彼のデザインによるものです。もちろん、デザイン料も莫大なものでしょう。

今はすべてマスコミの時代です。絵描きも単に画廊を通してだけでなく、すぐれた印刷技術を利用して、絵描きのセンスをマスコミの線にのせて、スピーディーな時代におくれないうようにしたいものです。今、日本に三十万人の絵描きがいるそうですが、書斎にとじこもって絵を描いているだけでは、生活も思うようにできません。社会生活の中の一員として、近代的な美の

感覚を日常大衆の目にふれるいろいろなものに盛りこんで、大衆に直接あつかって行く。そして、新しい感覚を大衆に提供するということは、絵描きの義務でさえないと、私は思っています。商業デザイナーの仕事は、特に女性でなければならぬという分野ではありませんが、化粧品などのように女性のセンスがかなり役立つ分野もありますし、今後、女性にも十分進出できる場面があると云えるでしょう。これからこの道に進まれる方は、なるべく総合的なものの見方、認識をもっていたいただきたいと思います。でなければ、ただ、絵を描く道具で終り、ほんとうのデザイナーにはなれないからです。

私は、あしかけ九年、パピリオの宣伝の仕事をしてきましたが、九月中旬、フランスに留学することになりました。各国の化粧品会社が支社をおいて、互いに宣伝を競っているバリエ、宣伝界の第一線の模様を、つぶさに研究してきて、将来、個性あるデザイナーとして立ちたいと思っています。この点では、たしかに日本はまだまだおくれいていると思いますので。

平林たい子氏に帰朝談をきく会

本会会長平林たい子氏が三か月の欧米旅行から帰られましたので、作家の目を通じて見て来られたお話を伺うことにいたしました。聴講御希望の方は御一報下さい。（会費は無料です）

日時 九月二十九日（月）午後二時半—三時
場所 如水会館会議室（都電神田一ツ橋下恵）

主催 婦人少年協会

第3表 収入階級別世帯数、平均世帯人員、平均世帯収入 (世帯人員には世帯主も含む)

	世帯数	世帯総数				非農林業雇用者			
		世帯数	平均世帯人員	平均世帯収入	平均世帯収入	世帯数	平均世帯人員	平均世帯収入	平均世帯収入
総数	20,731 (100%)	4.4	1.9	18.8	18.8	9,296 (100%)	3.9	1.5	21.4
8,000円未満	17.1%	2.8	1.2	4.7	10.3%	1.9	1.1	5.5	5.5
8,000~16,000円	34.0%	4.0	1.7	11.6	31.4%	3.1	1.2	11.8	11.8
16,000~24,000円	22.8%	4.9	2.1	19.3	25.9%	4.1	1.5	19.3	19.3
24,000~32,000円	13.3%	5.4	2.3	27.1	15.8%	4.7	1.7	27.1	27.1
32,000~40,000円	5.8%	6.0	2.6	34.9	7.3%	5.2	2.1	35.0	35.0
40,000~48,000円	3.2%	6.1	2.8	42.6	4.2%	5.5	2.3	42.7	42.7
48,000~56,000円	1.7%	6.3	3.1	50.9	2.3%	5.7	2.4	51.1	51.1
56,000~64,000円	0.7%	6.3	3.1	59.2	1.0%	5.9	2.8	59.0	59.0
64,000~72,000円	0.5%	6.3	2.9	67.6	0.7%	6.1	2.7	67.5	67.5
72,000~80,000円	0.2%	6.5	3.1	75.0	0.3%	6.1	2.9	75.0	75.0
80,000円以上	0.7%	6.2	2.8	121.3	0.8%	5.9	2.6	120.8	120.8

収入について、収入階級別にみると、八、〇〇〇円以下、一六、〇〇〇円未満の階級 (平均世帯人員三・一人) のものが最も多く三・四％、次に多いのは、一六、〇〇〇円以下、二四、〇〇〇円の階級 (平均世帯人員四・一人) のもので二・五・九％ (第三表)。

世帯主の男女別に非農林業雇用者の世帯収入についてみると、二四、〇〇〇円未満の世帯収入のものは、男子の場合は、六三・五％ (平均世帯人員四・二人) であるが、女子では九四・五％ (平均世帯人員一・九人) で、その差が著しい。

男子世帯主についてみると、非農林業雇用者の世帯収入に比べて、低所得収入のものは少ないが、女子世帯主はその反対で世帯総数よりも非農林業雇用者の方に低所得収入のものが多く、二四、〇〇〇円未満のものが多い。

二四、〇〇〇円未満のもの
男世帯主総数七〇・三％
非農林業雇用者六三・五％
女世帯主総数九一・六％
非農林業雇用者九四・五％

四、収入の種類別にみた労働者家族数

労働者家族の生活は主として、勤労所得によってまかなわれていることはいうまでもないが、平均有業人員一・五人ということから見て、一世帯において世帯主の勤労所得だけで生活をまかなっている世帯の数は、世帯総数の三七％である。世帯員の

第4表 世帯員就業、不就業状態、農・非農、従業上の地位別 14歳以上の世帯員数

	非農林業雇用者		農林業自営業主・家族従業者	
	実数	%	実数	%
世帯員総数	24,005	100	19,453	100
有業者	14,191	59.1	15,251	78.4
無業者	9,815	40.9	4,202	21.6
世帯主	9,296	100	4,970	100
世帯員	14,709	61.3	14,483	74.5
有業者	13,236	90.0	13,719	94.7
無業者	1,473	10.0	664	4.5
世帯主	12,746	137	1,278	25.8
世帯員	21	0.2	33	0.7
有業者	9,815	106	4,202	84.5
無業者				

(注) 世帯員には世帯主を含む



労働者家族に関する基礎資料

一、総世帯数に占める労働者家族の地位

日本の総世帯数は、二、〇七三万一千世帯で、このうち四四・八％ (九二九万六千世帯) は非農林業雇用者として世帯主が勤めている世帯である。労働者家族 (世帯主) が、賃金・給料の収入によって生活を支えている世帯を対象としている。

第1表 単身・一般世帯別世帯数

	世帯主	農林業自営業主・家族従業者	非農林業雇用者
実数	20,731	4,970	9,296
単身世帯	2,832		
一般世帯	17,900		
%	100	100	100
単身世帯	13.7	1.9	17.3
一般世帯	86.3	98.1	82.7

中心にして、世帯主が非農林業雇用者として勤めている世帯は、世帯主が非農林業雇用者の収入によって生活を支えている世帯を対象としている。

第2表 世帯主の産業別、従業上の地位別世帯数、平均世帯人員、平均有業人員、平均世帯収入

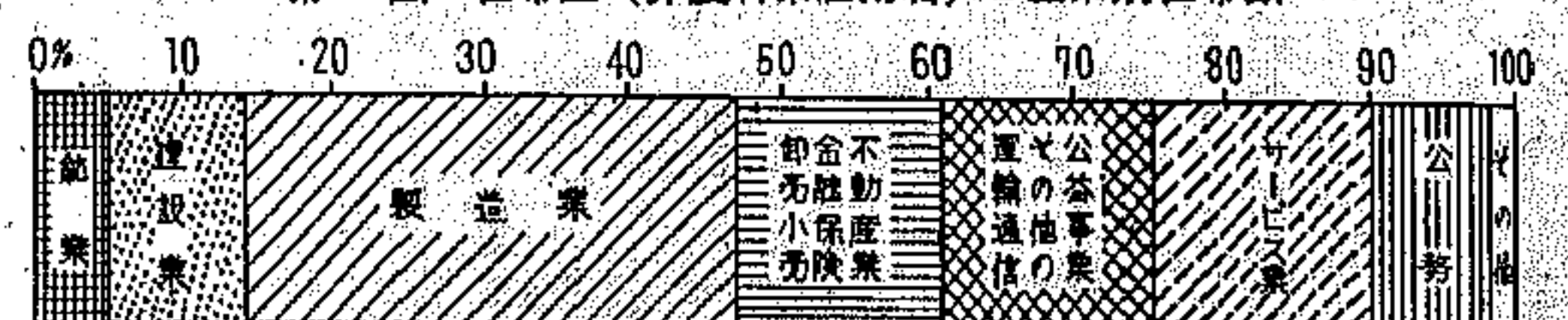
	世帯主	分布 (%)	平均世帯収入		
			世帯人員	有業人員	世帯収入
総数	20,731	(20,731) 100%	4.4	1.9	18.8
農林業自営業主・家族従業者	5,293	25.6	5.7	3.0	15.5
非農林業雇用者	13,014	62.8	4.1	1.7	21.5
休業者	149	0.7	3.2	1.7	14.8
無業者	2,246	10.9	3.2	0.8	11.6

注1) 世帯員には世帯主を含む 2) 世帯の収入は月額である。

みてゆくことにした。世帯主がただ一人だけの単身世帯は、非農林業雇用者では一七・三％、農林業自営業主・家族従業者では一・九％で、非農林業雇用者の世帯の割合が多い (第一表)。

世帯主が非農林業雇用者である世帯の平均世帯人員 (世帯主を含む) は三・九人、平均有業人員は一・五人、平均世帯収入は月額二一、四〇〇円である。これを他の有業者の世帯と比較すると、世帯人員、有業人員は最も少ないが、世帯収入は、非農林業自営業主・家族従業者の世帯に次いで多くなっている。第二表によつて、農林業と比較してみれば、その差の著しいことがわかる。

第1図 世帯主 (非農林業雇用者) の産業別世帯数



世帯主が非農林業雇用者であるもの (九二九万六千世帯) について、産業別の分布をみると、製造業に勤めているものが三分の一で、最も多い。世帯主がサービス業に勤めるものは、一五・五％で製造業のつぎに多く、運輸通信その他の公益事業 (一四・二％)、卸売小売業金融保険不動産業 (一三・九％)、建設業 (九・一％) の順となっている。

次に、月額世帯収入について産業別にみると、卸売小売業、金融保険不動産業の二五、二〇〇円 (世帯人員四・〇人)、公務の二三、二〇〇円 (世帯人員四・一人)、運輸通信その他の公益事業の二三、一〇〇円 (世帯人員四・一人)、運搬通信その他の公益事業の二三、一〇〇円 (世帯人員四・一人) が比較的多くなっている。比較的に世帯収入の少ないのは、漁業水産養殖業一五、二〇〇円 (世帯人員五人)、建設業一五、七〇〇円 (世帯人員五人) である。

三、収入階級別にみた労働者家族数

世帯主が非農林業雇用者である世帯の

世帯は少ないと思われるので、収入を種類別にみることにした。

中に農林業を営んでいるものが二〇％、非農林業の自営業主・家族従業者として勤めているものが五・三％、休業者はわずかに〇・二％にすぎない。もっぱら家事のみを行っている主婦や学生のように収入をともなう業務を行っていない無業者である世帯員は、総世帯にほぼ一人はいることになる。参考までに世帯主が農林業自営業主・家族従業者の世帯の世帯員は、総世帯に一人はいるが、世帯主以外に農林業を営んでいるものが、総世帯に一・八人である。ここで注目されることは、非農林業雇用者として勤めているものが、四世帯に一人はいることである。休業者は世帯総数の〇・七％で、世帯主が非農林業雇用者の世帯よりいくぶん多く無業者は世帯総数の八四・五％で、前者に比べて少ない (第四表)。

厚生省関係資料より見た

ところで、「労働者世帯にはどの位病人がいるのだろうか」「生活保護法による扶助をうけている労働者世帯は、一体どの位あるのだろうか」という疑問が起つてくると思います。厚生省調査によりますと、労働者の世帯は、一般の病氣や

		総数	在宅	入院
総数		4.5	2.9	1.6
耕地	3反以上	2.8	1.8	1.0
地面	反勤者	5.2	3.3	1.9
日常	勤者	5.4	3.4	2.0
家内	勤者	10.5	8.4	2.0

次に、生活保護をうけている労働者世帯の割合をみると、前述の

厚生行政基礎調査によれば、常用勤労者世帯で〇・六％、日雇労働者世帯では七％となつています。参考までに、農家世帯（三反以上）についてみると、被保護世帯の占める割合は、〇・五％、事業経営者世帯における割合は、〇・四％で、労働者世帯の方が被保護世帯の率が少し多くなつています。これら労働者世帯が保護世帯になつた理由を、厚生省保護課調査（昭和三十二年十二月）によつてみますと、「世帯員の傷病」のために臨時の支出がかさんで保護世帯になつたものが常用勤労者世帯（四九・三％）、日雇労働者世帯（二三・九％）ともに多くなつています。保護世帯総数について生活保護をうけるようになった理由をみますと、「世帯主の傷病」によるものの方が（四一・四％）、世帯員の傷病によるもの（二一・六％）よりはるかに多くなつています。このことは労働者世帯は、健康保険法・日雇労働者健康保険法によつて、世帯主の療養給付は一〇〇％保険によつてまかなつてもらえますが、家族の療養給付は五〇％で、残りの五〇％は各人の負担になつていますから、日々生活をかゝらうじてささえてゐる低所得の労働者世帯では、世帯員の療養費の半額負担が家計に影響して、その結果、生活保護法の扶助をうけるよりすべがないという実情を示しているように思われます。

それでは「労働者世帯のすべてが健康保険法や日雇労働者健康保険法に加入し

	総 数	常用労働者 世帯	日雇労働者 世帯
総 数	100% (20,704,000)	100% (9,469,000)	100% (1,057,000)
国保加入世帯	25.3	5.5	34.8
社会保険加入世帯	46.3	79.6	26.2
社会保険等に加入 していない世帯	28.4	14.9	39.0

ていない世帯がかなり多くなっています。

(第三表)

健康保険の保険者は政府及び健康保険組合となつています。常時三〇〇人以上を使用する事業主は健康保険組合を設立することができ、現在、

準法第七十九条による遺族補償として、平均賃金の百分の六十と、葬祭料（第八十条）が平均賃金の六十日分支給されることになっていました。実際に支給された遺族補償費・葬祭料の一人当り平均は、約四九万円（昭和三十一年）です。このように遺族補償費・葬祭料を支給された場合は、次に述べる厚生年金保険法の遺族年金は六年間支給停止になりますし、健康保険法の埋葬料は支給停止となります。

労働者が業務上でない廃疾・死亡等の事故にあつた場合は、厚生年金保険法の障害年金及び障害手当金、遺族年金の対象となります。障害年金は、医者にかかかつて三年目（又はなおつた時）の状態が一定の廃疾の状態にあるときに支給されるもので、一級・二級・三級の区別があります。年金額は、「一級の場合

$$2万4千円 + \left[\frac{\text{平均標準月額} \times \frac{5}{100} \times \text{障害期間(月)} + 1万2千円 \right] \times \text{被扶養者一人につき四、八〇〇円を加えた額になります。}$$

昭和三十三年三月末現在の一件当り障害年金額は約三万二千円です。障害年金（一級・二級）をうけていた人が死亡した場合は、その遺族に本人の年金額の半分が支給され、さらに一八歳未満の子供がいれば一人につき四、八〇〇円加算されることになっています。厚生年金保険の被保険者となつてから六か月以上になつた人が死亡した時も遺族年金が支

給されます。後に述べる老齢年金を支給されていた人が死亡した場合も、その遺族に本人の年金額の半分が支給され、一八歳未満の子供がいれば一人につき四、八〇〇円加算されることになっていました。実際に支給された遺族年金額は、一件当たり約二万三千円です。

停年退職後の生活についても、労働者世帯には不安がともないます。停年制は、五十五歳と六十歳としている事業所が多いようですが、父親が退職した場合、その子女に、両親の面倒を十分みるだけの余裕があるものは、少いようです。このような実情をカバーするためのものとして、制度に老齢年金があります。厚生年金保険法の老齢年金は、二〇年以上の被保険者が六〇歳（坑内夫と女子は五十五歳）でやめたときに支給されるもので、 $\frac{5}{1000} \times \text{標準報酬月額} \times \text{勤続年数}$ に被扶養者があれば、一人につき四、八〇〇円を加えた額になります。昭和三年三月末の老齢年金は、一件当たり平均約四万三千円で月額にすれば三、五四二円です。

厚生年金保険法に加入している労働者世帯は、全労働者世帯に対してどの位の割合かを見るための適当な資料が見当らないのですが、参考までに、厚生年金保険法の適用労働者数と、労働基準法適用労働者数とを比べますと、昭和三年一月現在で、前者は後者の七二％となっています。

以上に掲げた健康保険法・労働者災害補償法・厚生年金保険法の適用は常時五人以上を使用する事業場ということになっています。したがって従業員四人以下の事業場に働く労働者及びその家族は、より多く社会保障の恩恵を必要とする人々でありながら、その網の目からもれているところに問題があります。このような不合理を是正するために、社会保障制度審議会で、我が国の社会保障について全面的に検討されているようです。このうち、国民年金制度については、老齢年金・寡婦年金・障害年金を中心に検討され三十三年六月十四日に答申書の内容が新聞等に発表されました。

最後に、地方公共団体が行っている老齢年金・寡婦年金の実施状況についてふれておきましょう。条例等にもとづいて老齢年金を支給しているものは、最近の厚生省年金準備室の調査によれば、都道府県「六」、市町村「八〇」となっており、年金額二千円～三千円となっています。同じく同省年金準備室調査によれば寡婦年金については今年になって、埼玉県おらび町に「母子厚生年金」が支給されている例しか見られません。それは、配偶者と死別して、現在婚姻していない女子で、かつ十五歳未満の児童を扶養しているものに支給される年金で、その額は世帯基本額が月千円、それに児童一人につき、月三百円が加算されることになっています。



社宅に住む労働者の妻の意見

現在の生活と老後の問題についての実情調査の結果より

集团的に建設された社宅に住む労働者の妻が住居の現状をどのように考へ、またどのような問題に直面しているかなど、社宅生活の問題と、夫の退職後（老後）の生活に対する心構えと準備はどのようなものであるかを明らかにする目的で、婦人少年局では昭和三十三年八月～九月にこの調査を実施しました。一県一か所三〇人を標準として全県から任意に社宅集団を選んだ結果、調査対象は産業労働者住宅資金融通法により建設された社宅（産業労働者住宅）に住むもの六九〇人、その他の社宅に住むもの六七九人、計一、三六九人となりました。調査結果は概略つぎのとおりでした。

平均建坪数は一三・四八坪（産労一三・六〇坪、非産労一三・三六坪）、社宅使用料は平均六五・二五円（産労八八・〇円、非産労四二・五円）です。住んでいる家族数は平均四・五人で、夫婦または夫婦と子供とで住んでいるもの八五・五％、親が同居しているもの八・八％です。

（五〇・四％）、理髪店（四三・五％）など

第1表 隣近所が近すぎるために困ること

	実数	%
総数	1,369	100.0
困ることがある者 小計	327	24.0 (100.0)
つきあいがむずかしい	72	(22.0)
家庭内のことが分りすぎて困る	60	(18.3)
子供のしつけに困る	54	(16.5)
廊下の足音や子供の遊び方がさわがしい	50	(15.3)
ラジオの音が大きすぎてうるさい	36	(11.0)
火災の場合に不安がある	8	(2.4)
その他	33	(10.1)
あるが理由なし	33	(10.1)
困ることなし	944	68.9
無記入	98	7.1

（注）困ることについて2以上の意見を述べた者があるため、意見の合計は困ることがある者小計と一致しない。

（1）「隣近所が近すぎて困ること」では、（第一表）七割弱のものは困ることがないと答えています。困ることがあると答えたものの中では「つきあいがむずかしい」というのが最も多く（二二・％）、ついで家庭内のことが分りすぎる（一八・％）、廊下の足音や子供の遊び方がさわがしく困る（一五・三％）、ラジオの音が大きすぎてうるさい（一〇・％）など音がつづぬけであるために困ることなどもみられます。

（2）「共同施設や住宅の共用部分などで困ること」について

第2表 共同施設や住宅の共同部分などで困ること

管理費が不明	48人
水道のメーターが共同で、使用料割当が不公平	22
自由に使用できない、一部のものに独占される	21
当番制が負担である	4
井戸端会議になりやすい	2
計	97人

第3表 退職してからの住居

	実数	%
総数	1,369	100.0
建てる（買う）ための資金を準備中	361	26.4
退職金で家を建てる（買う）	292	21.3
郷里の家に住む	153	11.2
子供の家に同居する	57	4.2
借家する	45	3.3
家作がある	26	1.9
現在の家が自分のものになる	16	1.2
その他	75	5.5
まだ何も考えていない	366	26.7
無記入	30	2.2

（注）2以上の回答があるのでの計は100をこえる

7 退職後の生活設計

（1）住居 この調査では全員が社宅居住者ですが、夫の退職後の住居について何も考えていないものは二六・七％あります。考えのあるものは七三・三％のうち、その三七％は建築（購入）資金を準備中のものが最も多く、少数ですが、「現在の家が自分のものになる」という回答があります。（第三表）

（2）生計 退職後の生活をどうするつもりかという質問に対しても、わからないというものが多く三七・八％あります。計画があるものの中では夫がまたつとめるという答えが多く、その三八・七％を占めています。

労働者家族福祉運動の実施について

婦人少年局では、九月十四日から一週間労働者家族の福祉運動を次の要領により行うことになった。

一、趣旨 労働者家族福祉運動実施要領 労働者が十分な生産活動を行うためには、労働者自身の福祉とともに、その家庭生活の安定がはかられることが必要であると考えるところから、労働者家族の福祉増進のための運動を全国的に行うものである。

五、方法

1、懇談会の開催 社宅等に居住する労働者家族を中心として、使用者側、労働組合側の各福祉担当者ならびに家族組合の代表者等をまじえ、家庭生活をたかめるための懇談会を開催する。

2、研究会の開催

労働者家族の福祉対策について、使用者・労働組合・労働者家族組合および関係機関による研究会を開催する。

3、資料による啓蒙

新たに作成する資料

4、リーフレット

労働者家族に関する基礎資料（三）既存資料の活用

1、労働者家族の福祉の必要性を認識させるよう促す。

2、主婦がより高い生活技術を身につけることにより労働者の家庭生活の向上を計るよう促す。

3、企業や組合その他関係機関や団体等

8、企業や組合その他関係機関や団体等



労働基準法中女子に関連の深い規定の違反事件並びに送致事件

昭和三十三年

婦人少年局では、毎年、労働基準法中女子に関連の深い規定の中から男女同一とする男女間の賃金についての差別待遇資金の原則（第四條）、産前産後の休業を禁止し、第六十五條は、出産の前後それぞれ六週間（第六十七條）に於ける諸規定について違反事件（註二）を、また、前記諸規定と女子の労働時間及び休日（第六十一條、深夜業の禁止（第六十二條）、危険有害業務の就業制限（第六十三條）、坑内労働の禁止（第六十四條）及び解雇の場合の帰郷旅費の支給義務（第六十八條）に関する諸規定について送致事件（註二）を調査しているが、昭和三十三年の状況がまとまったので、その概要をここに紹介する。

一、違反事件

(1) 概況

労働基準法第四條は、性別のみを理由とする男女間の賃金についての差別待遇を禁止し、第六十五條は、出産の前後それぞれ六週間（第六十七條）に於ける諸規定について違反事件（註二）を、また、前記諸規定と女子の労働時間及び休日（第六十一條、深夜業の禁止（第六十二條）、危険有害業務の就業制限（第六十三條）、坑内労働の禁止（第六十四條）及び解雇の場合の帰郷旅費の支給義務（第六十八條）に関する諸規定について送致事件（註二）を調査しているが、昭和三十三年の状況がまとまったので、その概要をここに紹介する。

第1表 年次別違反件数（昭和23年～30年 労働基準局調べ）

Table with 5 columns: Year, Violation Type (e.g., 第4条, 第65条), and Count. It shows annual violation statistics from 1948 to 1955.

ことを理由に差別待遇しないよう指示した。(イ) 産業（株）（労働者約 男子二十七人 女子一〇人）は、煉炭包装作業に従事する労働者に対し従来の慣習から機械的に性別による賃金格差を設け、一日平均三〇〇円を包装する男子二名の賃金日額を二一〇円、全く同じ量の作業をする女子三名の賃金日額を一五〇円としていた。

三〇〇円と差別していた。

(措置) 作業を重労働と軽労働に分け、性別でなく、労働量によって賃金差をつけるように改められた。

(イ) X産業（株）（労働者数 男子一二人 女子一八人）は、一か月の所定労働日の皆勤者に支給する精勤手当を男子三〇〇円、女子二〇〇円と差別していた。差別の理由は、精勤手当額を概ね各人の賃金日額とすることとし、その場合平均的に男子三〇〇円、女子二〇〇円となるのでその額をもって精勤手当額としたものである。

(措置) 皆勤に対し各人の賃金日額（但し、最低を二〇〇円とする）を支給することに改められた。

二、送致事件

(1) 概況

送致事件数の推移を年別にみると第二表のとおりで違反件数同様、減少傾向を示している。この調査では、第四條及び第六十一條乃至第六十八條について調べたが、第四條及び第六十五條乃至第六十八條についての送致事件はなかった。

送致された事件は四四件（延六四件）で、送致人員は法人一四、個人一〇三、このうち起訴されたものは法人一、個人一五、不起訴となったものは法人二、個人二〇となっている。起訴されたものは無罪一件を除いて罰金二、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円の判決をうけている。

送致事件関係事業場を業種別にみると製造業二九件、鉱業二件、建設業三件、金融業一件で、規模別では三〇人未満一

九件、三〇人～九十九人三件、一〇〇人以上一件、不明一件となっている。

(2) 労働時間及び休日に関する規定の違反

労働基準法第六十一條は、女子労働者に対し労働協定による時間延長の最大限を定め（一般男子は無制限）且つ休日労働を禁止している。この規定の違反による送致事件は二七件である。

送致事例

N光学（株）（労働者数 男子八人、女子一八人）の責任者は、労働者の増員ができるにも拘らず増員せず、定時間では消化しきれぬ大量の受注を行い、納期の切迫を理由に女子労働者一四名に法定の制限をこえて二七時間の時間外労働を行わせ、また、女子労働者一六名に五三時間の休日労働を行わせた。

送致結果

略式命令により罰金二〇、〇〇〇円 (3) 深夜業の禁止に関する規定の違反 労働基準法第六十二條は、原則として女子を午後十時から午前五時までの間に使用することを禁止している。この規定の違反による送致事件は二五件である。

送致事例

T紡織（株）（労働者数 男子七五人、女子一九三人）並びに代表取締役A及び工場責任者Bは、女子の深夜業について過

去数回に亘り監督を受け誓約書を提出しておきながら、事業経営のためには法違反もやむを得ないと

して、共謀して女子労働者一五名を二〇日間に一、二六六時間の深夜業に従事させ、しかも二重帳簿により違反事実を隠蔽していた。

(送致結果) 略式命令により T紡織（株）に罰金五〇、〇〇〇円

A に二〇、〇〇〇円 B に三〇、〇〇〇円

(4) 危険有害業務の就業制限に関する規定の違反 労働基準法第六十三條は、危険な業務または有害な業務に女子を就業させることを禁止している。この規定の違反による送致事件は五件である。

送致事例

A建設（株）（労働者数 男子一〇人、女子一〇人）の代表者Aは、土取工事の実施に際し、採土効率を高め工事の進捗をはかる目的で、土留を設け、監視人をおく等の危険防止に必要な措置を講ずることなく、土砂崩壊の危険のある地盤の下で女子労働者五名を積込作業に従事せしめた。（土砂崩壊により女子五名は死傷）（送致結果）未定

送致事例

(5) 坑内労働の禁止に関する規定の違反 労働基準法第六十四條は、女子を坑内労働に従事させることを禁止している。

送致事例

A炭坑支坑（労働者数 男子八人、女子四人）の責任者Aは、坑内労働者の不足、女子の方が男子より低賃金であること等の理由により、女子の坑内労働が禁止されているのを知りながら、女子労働者二名を坑内での排水作業及び坑内から坑外への運搬搬出作業に従事させた。（送致結果）略式命令により罰金五、〇〇〇円。

第2表 年次別送致件数（昭和24年～29年 労働基準局調べ）

Table with 8 columns: Year, Violation Type (e.g., 第4条, 第61条), and Count. It shows annual prosecution statistics from 1949 to 1954.

この規定の違反による送致事件は七件である。

送致事例

A炭坑支坑（労働者数 男子八人、女子四人）の責任者Aは、坑内労働者の不足、女子の方が男子より低賃金であること等の理由により、女子の坑内労働が禁止されているのを知りながら、女子労働者二名を坑内での排水作業及び坑内から坑外への運搬搬出作業に従事させた。（送致結果）略式命令により罰金五、〇〇〇円。



労働組合のなかの婦人

一 組織のなかの婦人の数

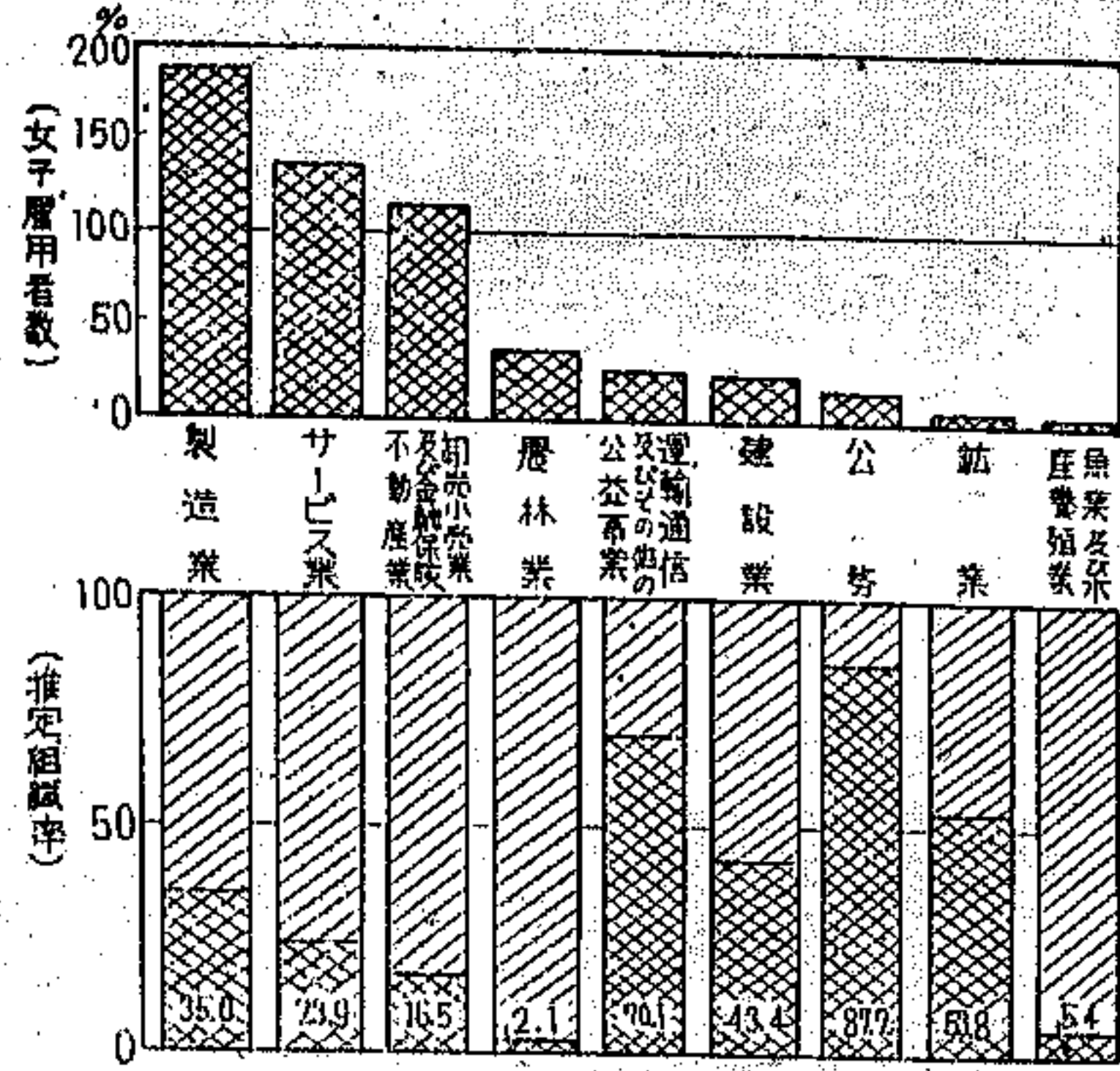
組織された婦人の数を労働省労働組合基本調査によりますと、一九五七年六月現在、婦人組合員数は一六三万人で、組合員総数六六〇万人の二四・七％、即ち、男三に対して女一の割合となっており、婦人は組織のなかで重要な分野を占めていることがわかります。

一三三万九千人（八・五％）、金融保険業二二万八千人（七・三％）、建設業九万九千人（六・一％）、卸売小売業七万二千人（四・四％）、鉱業二万六千人（一・七％）となっています。なお、製造業ではそのうちの五〇％（三三万人）が紡織業で、サービス業ではその七四％（二四万人）が教育となっています。

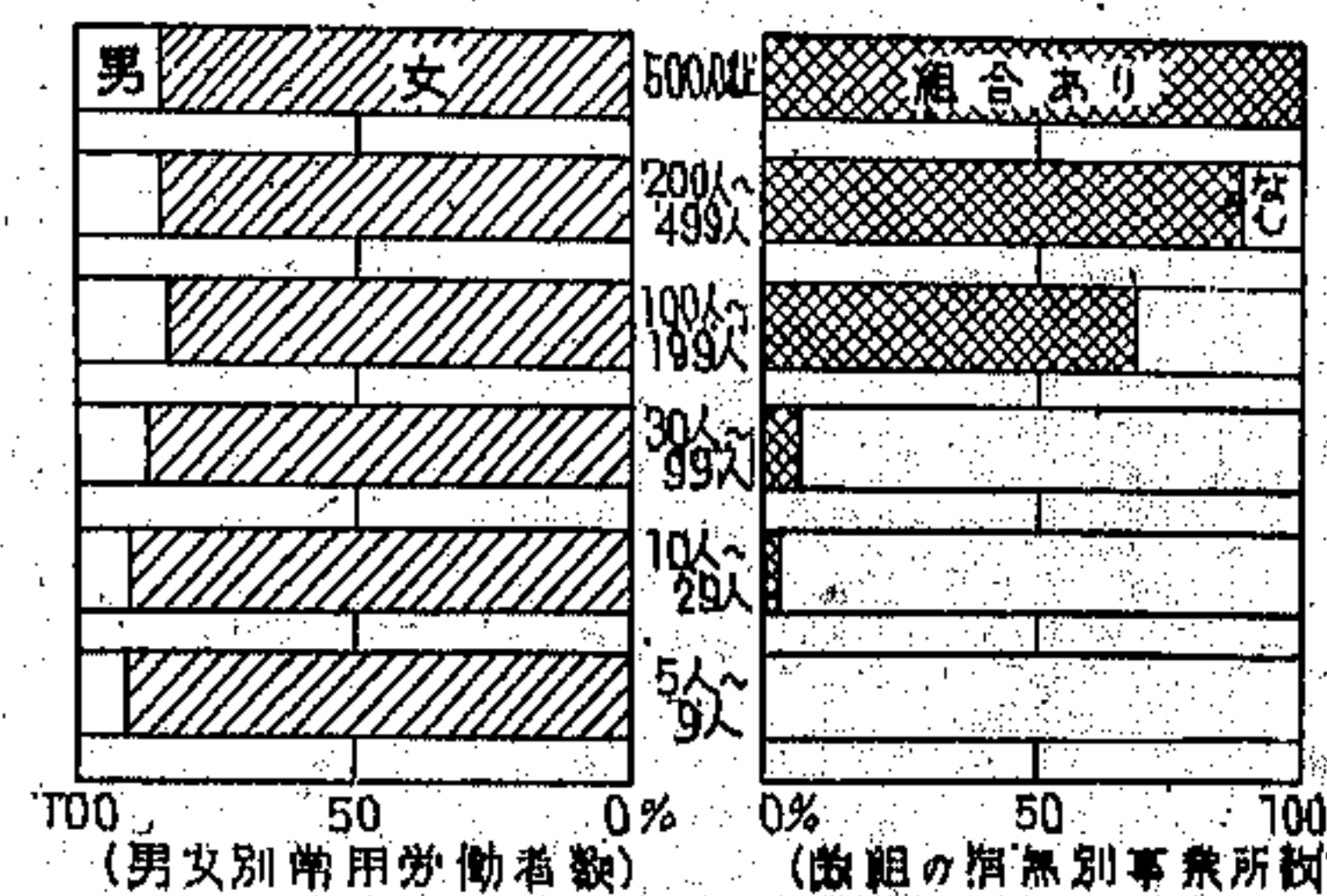
率（雇用者数に対する組合員数の割合）を比較してみます（第一図）、女子雇用者が最も多く分布している製造業（一八六万人）、サービス業（二二六万人）卸売小売業及び金融保険不動産業（二一六万人）の三大産業の組織状況は必ずしも高くなく、女子雇用者数の少ない公務、運輸通信及びその他の公益事業、鉱業が五〇％以上の組織率を占めているのが、対照的です。

める製糸梳毛、紡績、糸、広巾織物は女子労働者が生産工程の主要部分を担っています。企業に在籍する要素が多く、他産業とくらべて組織のおくれていることが目立ちます（第二図）。また、水産食料品・メリヤス・男子衣服外套の三製造業は、女子労働者が二分の一から三分の二未満を占めており、男女労働者数は接近していますが、やはり女子の労働力がない分野を占めています。近代的消費生活に伴って伸張した産業で、都市的性質があるにも拘らず、労働組合は二〇〇人、五〇〇人の事業所さえ、半数も組織されていない状況で、三〇人未満にはほとんど組織はみられません（第三図）。

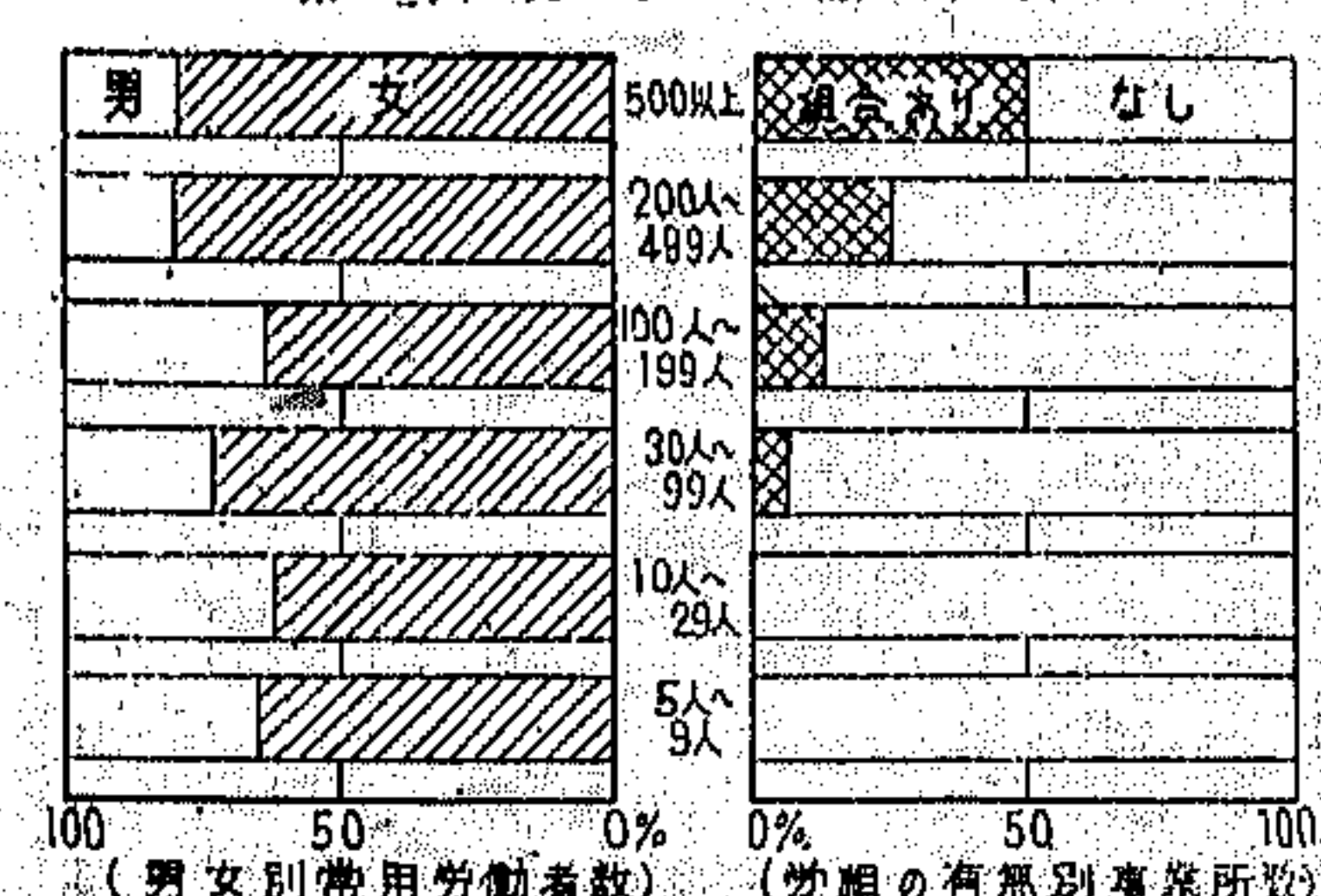
第1図 女子雇用者数と女子推定組織率の比較（産業別）



第2図 製糸梳毛



第3図 男子衣服外套



二 組織のなかの婦人の活動

今般は働く婦人の声をじかにきくことのできる単組婦人部の活動に重点をおいて全国的にその事例を集めてみました。地方婦人少年室とおして回答をよせられた単組の数は三四四で、全産業を網羅したものではありませんが、地方の山間部や僻地の中小企業に働く婦人の声も、なまのままだに記録されており、これらの具体的な活動事例のなかから、いわゆる婦人部の活動の一端をうかがって参考にしようとするものです。次に、それらの資料から、労組の婦人対策機構と教育活動の部分について述べてみましょう。

(1) 婦人対策機構

婦人対策機構を設けている単組三八のうち、約半数が婦人部で、その他は青年婦人部ですが、婦人部の場合ほとんど部長は婦人で、青年婦人部は男子が部長、女子が副部長のところが多いようです。なかには青年婦人部のなかの青年部長は男子、婦人部長は女子（金属）もあり、また、中小企業労組の青年婦人対策部で部長が婦人の例もみられます（衣服、身用品・化学・機械・運輸通信・サービス・公務）。一方、組合員の約八七％が女子でも、男子の部長がおかれているところもあります（紡織）。今度の資料では婦人の役員が全くみられないのは約一〇〇組で、そのほかは、部長はじめ副部長、その他の役員に婦人が選出されて

おり、末端の婦人の声をじかに組織に反映するための役割を果たしています。添付された規約をとおして共通にみられることは、婦人対策機構は労働組合の規約にもとづいて、婦人の特性のためにおかれていること、および、婦人部の自主的な活動は労働組合全体の組織の枠の中でおこなわれなければならないと規定されていることです。目的と事業内容については、婦人部の場合、その主たる目的は、部員相互の親睦と知性の向上（卸売小売、婦人組合員の教養・啓蒙（紡織）。青年婦人部の場合は、組合意識の昂揚と青年婦人の団結による青年婦人に関する問題の推進（金融）、青年婦人層の地位の向上に必要な対策の確立（ゴム）などで、事業内容は、大抵、教育・啓蒙が主体となっており、それに体位の向上、日常生活の改善、他団体との提携をとりあげているもの、共済規定を加えたものなどがあります。また、会費は組合が負担するもの、組合費のほかに婦人部の費用を徴収しているものなどです。

なお、婦人部の改選が行われたものでは、数年前まであったが廃止した（サービス）、その理由として、①男女平等であるから特別労組に婦人部を設けて保護する必要はない。②婦人に特殊な問題について男子も解決にあたれないことはない。組合役員には優秀な人であれば婦人もなることができる、といっています。一方、女性のつどいから婦人部にまで

(2) 教育活動

成長した（電気機器）、目下婦人部設立準備委員会をもって準備中（輸送用機械）、現在青年婦人部であるが、婦人の特性にもとづいて婦人部が独立するように上級機関の要請があるが、婦人の活動が低調で困難（運輸通信）、など単組における婦人組織の実情を反映しています。

啓蒙・文化活動をふくめて、単組における婦人部の教育活動は、最もさかんにとりあげられ活動の中心となっているようです。単組における教育・啓蒙活動の特性の一つは素朴な職場の話しあいや、小さなグループ活動から専門的な講座や労働組合の組織活動に至るまで、さまざまな段階にわかれており、開催の方法も画一的でなく、組合や婦人部の実情に応じ、とりあげるテーマによって、弾力性に富んだ婦人部独自の方法がとられています。また婦人部が行うものは、身近な、職場や生活に直結した小グループの活動が多く、講座式のものも中央組織、地域団体、あるいは関係官庁の主催する行事に婦人組合員を参加させる事例が多いことです。次に単組婦人部が行っている日常的教育活動と労働組合あるいは官庁主催の労働教育講座についていくつかの事例をあげてみましょう。

○日常的教育活動

随時、職場懇談会を開いて職場施設改善を討議する（紡織）。掲示部は特設掲示板に掲示し、放送部は休憩時間に婦人

○労組主催の労働教育講座

婦人部主催の労働教育講座をもち、一九五七年は四月に労働情勢、六月医師による生体問題、十二月育児につき実施する組合教育月間を設け、労働組合とは、婦人の特性、母性保護について、オルグ講座、研究会、幻灯会を開催（紡織）。執行部主催の労働学校、二泊三日、十六時間。○従業員組合の歴史について、賃金について、労働争議の常識について、コース、映画等（金融）。

地域主催の地区婦人労働者夏季講座、月、水、金、各午後六時半～八時半、週

六時間。婦人労働の問題点、婦人労働の歴史、労働と賃金。

〇官庁主催の労働教育講座

男女を対象としたものと、女子だけを対象としたものがありますが、一九五七年度に女子だけを対象として行われた講座等は全国で約五〇を数えています。労働組では、教育課、青少部が費用を負担して希望者の出席しやすいようにとめています。また労働課主催による通信講座を実施しているところもあります。

女子を対象とした講座は、婦人労働大学講座、女子組合員九四名参加。三泊四日、第一日開講式、講演「労働組合」、懇談、オリエンテーション、第二日講演「婦人労働研究」、(演習)職場のコミュニケーション、教育活動の考え方、第三日(演習)教養と文化活動、レクリエーション指導法、第四日(共同研究)最近の職場問題、差別的取扱、生理休暇、雇用負担、閉講式、レクリエーション。

最後に、婦人部の教育活動についての全般的意見をひらいてみますと、婦人は執行部までで自ら活動しようとするという、外部の会合にでて視野をひろめる必要がある(第一次金庫)。婦人部ではお茶、お花、和洋裁などには参加者が多いが、教育文化活動は低調である(金属製品)。婦人をいかにして組織活動に参加させるかが問題である、とりわけ既婚者は組合活動に参加しにくい、対策を検討中(運輸通信)、などでした。

二 働く婦人の福祉運動要綱(婦人少年局婦人労働課)

日本の経済をささえる労働力として、重要な役割をはたしている働く婦人を保護し、福祉の向上をはかることを目的として、毎年働く婦人の福祉運動を全国的に実施していますが、今回は左の目標に重点をおいて、この運動を行います。

一、目標

中小企業に働く婦人のレクリエーションを増進する。

働く人が健康で元気に働くためには、毎日の労働の疲労を回復し、明日への力と意欲を生み出す役割をはたすレクリエーションが必要です。

婦人労働者の場合、労働基準法では労働時間、休日の面で男子よりも手厚い保護が与えられていますが、生活の中のレクリエーションのための時間はかえって一般に男子よりも少いのが現状です。

これは婦人が家事、育児の負担、地域社会の慣習、レクリエーションのために提供される施設や便宜等の面で、男子と異なる特殊な問題をもっているためと考えられます。

ことに婦人労働者の六割が働いている中小企業においては、一般に大企業に比べて労働条件が劣り、福祉施設が乏しい上、婦人労働者の中にも家庭の責任をもつ婦人や住込労働者等が多く、そのレクリエーションについては、生活上、環境上なお多くの問題が残されているので、

ここにこの運動を実施し、働く婦人のレクリエーションの重要性について婦人労働者の認識をふかめるとともに、労使、家庭、地域社会全般の理解と協力をうながすものです。

二、期間

昭和三十三年十月一日(水)―十七日(火)

三、協力を依頼する範囲

婦人労働者、使用者、労働組合、婦人団体、その他の民間団体、本問題専門家報道機関、関係官公署、一般

四、婦人少年局が行うこと

1 働く婦人の地域福祉会議
各都道府県婦人少年室が一定の中小企業地を選び、働く婦人をはじめ使用者、民間団体、専門家、関係官公署等の参加を得て行う。

2 労働関係機関の行うこの運動の目的にそった活動に対する奨励と協力

(1) 働く婦人のレクリエーションの実情と問題点
(2) 働く婦人の日常生活にレクリエーションをいかすための方策
右につき、労働時間、休憩、休日、住込生活、家事、育児の負担、婦人の地位と地域社会の慣習、レクリエーションの機会と施設等の観点から具体的に討議を行う。

活動参考例

(婦人の労働とレクリエーションの意義を知るために)

働く婦人のレクリエーション研究会
働く母のレクリエーション研究会
レクリエーション専門家の話をきく会
(レクリエーションの方法を知るために)

働く婦人のレクリエーション一日体験アンケート(私のレクリエーションプログラム)

働く婦人のレクリエーション紙上紹介
レクリエーション指導者講習会
(レクリエーションの機会と環境をつくるために)

地域の施設を利用するレクリエーションのつどい
働く婦人と地域有志のレクリエーション交歓会

3 資料の作成配布
五、資料
ポスター、リーフレット
婦人労働資料、婦人労働者の多い中小企業地

「婦人と年少者」第二七号(昭和三十年)「婦人と年少者のためのレクリエーション」特集号(既刊)

「婦人と年少者」第三八号(昭和三十一年)中小企業に働く婦人の福祉特集号既刊パンフレット 第三四号

中小企業に働く婦人のための福祉について(既刊)



アジアにおける婦人と婦人団体(4)

インドの婦人と婦人団体の活動②

スチエタ・クリバラニ夫人

国会議員 憲法制定金庫委員

政府の国家建設事業及びその他の社会事業に対する各種婦人団体の協力

インドの婦人団体は、政府の国家建設事業に全面的な協力をしている。社会福祉の事業を企画するについては婦人団体が企画委員会に協力して貴重な貢献をしている。一九五三年の中央社会福祉委員会発足と同時に、社会福祉の分野における政府機関と民間機関の協力について重要な一歩がふみ出された。この委員会は四千万ルピーの資金をもって、民間機関を補助することによって直接間接に社会福祉の事業を行っている。この企画の下に行われている婦人や子供のための大規模な社会福祉事業の多くは、この委員会の協力によって行われている。

婦人貯蓄運動

婦人社会事業家は、諸種の社会改革の実行にあたり全国的に、全国貯蓄運動を展開することにより政府を財政的にも助けて来た。現在までに、一八八人の婦人オメガナイザーが、六八一人の公認運動家とともに、政府の代理機関として任命された。彼らの働きで一九五四年の九五〇万ルピーから一九五六年までに二千万ルピーに増加し、これを認めて大蔵省は公認代理機関を増した。この事業の統轄のため、地方理事会と中央理事会がある。

家族計画

家族計画と相談も婦人が相当の成果をあげて来た分野の一つである。このため

に政府はその第一次五年計画において六五〇万ルピーを充当した。現在人口の増加は一年に四五〇万であるが、これを計画委員会のきめた、毎年国民所得が五割ずつ増加するという線にまで抑えなければならぬ。第二次計画においては、四、九五〇万ルピーを特にこの仕事のた

家族福祉の事業

都会では家族福祉のために強力な方策がとられている。中央社会福祉委員会は商工省と協力して、低収入階級の婦人のために有給の雇用計画を始めた。これらの事業は、全員婦人で構成されている特別の管理委員会を通じて、中央社会福祉委員会が行っている。一定の訓練を経てマッパ・カデー(手紡ぎ手織り布)、靴下・衣服等の製造業のようなものを選ぶ、家庭内や近所の工場で働けるようになっていく。マッパ工場が四つ既に開かれた。商工省は、技術訓練とか、資金・市場開拓の形で援助を行っている。

家内工業及び手工業

インドは長い家内工業と手工業の歴史を有し、その中で婦人は重要な役割を演じて来た。

独立後、政府もその雇用の範囲の大きさに鑑みてこれを保護育成し、第一次五

年計画中でも重要視している。金インドカーディ委員会、全インド手工業委員会、及び全インド手織り委員会がその促進のために設立されており、特に後二者の仕事は婦人の力によるところが大きい。

保健

インドの各州において、母子の福祉のための活動が行われている。母子福祉局の組織網がインド赤十字社によって設けられており、母子福祉のための専門家の訓練も行っている。この分野で働く赤十字やその他の有志団体は、都市の貧民街や農村地帯における予防や治療のための移動薬局をも、無料で薬を与え、病院福祉の事業を行っている。全インド婦人協議会、全国婦人協議会、YWCA及びその他多数の各州にある団体がヴィタミン剤や粉乳を貧困階級の人々に分配している。全インド婦人協議会は移動保健車を一九四六年から動かして今は八台もあり、多くの人を救済している。カスツール全国記念信託は、村の助産婦を訓練し母子福祉センターを全国の農村地帯に設けている。工業地帯においては、児童と母親の福祉の仕事は、州政府や社会福祉事業機関によって行われている。ユニセフの資金は、(1)胎児と乳児の福祉、(2)保健婦、看護婦の訓練と母親の育児教育、(3)農村の助産婦に対する備品支給、(4)妊婦の世話の衛生的方法に関する基本教育に支出されている。センターの中には、

婦人と年少者

地域開発事業

政府の第一次五年計画においては地域開発事業に優先権を与えている。もと

家族計画

家族計画と相談も婦人が相当の成果をあげて来た分野の一つである。このため

働く母親のための乳児施設のあるものもある。

婦人の教育

今日のインドにおいては、婦人教育の緊急性と価値はよく認識されて、憲法にも婦人が教育を受ける自由を保障し、すべての大学は婦人に門戸を開いている。婦人は一般教育の分野で急速な進歩を示しつつあるばかりでなく、婦人の特別な適性や関心に応ずるために、レディ・ア・ウインその他の家政学大学や、レディ・ハーディング医科大学はじめ看護の専門大学、及び保健婦養成の大学がいくつある。ボンベイには婦人だけの総合大学がある。婦人の特別な必要に応ずるためのこの他いろいろの型の学校が、国家や民間機関又は個人の婦人によっても全国各地に運営されている。現在、インドには、一般の学校、職業教育を行う産業または職業学校、未亡人・孤児・身体障害者のための学校やホーム、また、商業・絵画・舞踊などの芸術のための学校もあり、それらは其学または、婦人だけのものもある。第一次計画の間に教育を受けている女子の数は六〇万から八二〇万に増加した。しかもなお婦人の中で読み書きができる者の数は七・五%に過ぎない。

独立後、大衆の文盲退治と一般的生活水準の向上のために総合的なよく計画された成人教育をすることの緊急の必要性がますます認められつつある。成人教育

という概念は最近急激に変化して、現在ではすべての社会教育的計画は国家の社会経済復興計画に統合されなければならないと考えられている。

各階層に対する社会教育は、全国各地において先生や民間機関や婦人団体等の社会団体・教育施設・地方政府などによって設けられた「地域センター」が中心となりクラブを作り、図書室を設け、討論会や講演会及び娯楽活動も行っている。

イタリイでも

売春禁止法成立

イタリイでも、一九五八年一月二十九日にいわゆる「メルリン法」が三三五対一五で国会を通過し、永年にわたる公娼制度に終止符がうたれた。法律は六か月後に発効し、約五五〇の娼家を閉鎖させることになる。

この法案は、一九四八年以来、イタリイ婦人連盟等の婦人団体の力に励まされ、上院議員アルジェリカ・メルリン女史が、様々な妨害にもめげず提出し続けて来たものである。婦人団体は、これを強力に支持して、メルリン女史をはじめ数人の婦人議員をまじえた「婦人の道徳保護委員会」を特に組織して、新聞雑誌の記事、公開の大会、討論会、国会への陳情などにより活発な世論喚起の運動を続け、又、成立後の保護措置の研究なども行ってきたものである。(国際婦人ニュース一九五八年、三月号及び五月号より)

海外 ニュース

主婦のための休暇制度 (ノルウェー)

この山の多い人口三百万の国では、女の生活は容易なことではない。ノルウェー主婦協会々長のエルゲル・ハード夫人は、「主婦」の仕事、職業として位置づけ高めることに献身した人である。彼女のつくった団体は、婦人クラブ連合と農村広汎サーヴィスの中間をゆくもので、文化的問題と家事技術とを含めた集中的教育計画を持っている。この団体はまた、多くの政府委員に代表を出し、婦人や家族に関係ある立法に影響を与えている。

最近の業績の一つは、ノルウェー政府主婦休暇計画に表れている。一九四七年に通過した法律は、ノルウェー労働者に年に三週間の休暇を与えているが、その当時、主婦も何日かの休暇を貰う権利があるという原則のもとに政府資金が設立されたのである。

昨年、主婦協会は、政府資金から休暇のための交付金を得て、一、四七六人の婦人と三、一四八の子供とが、一週間またはそれ以上の休暇をとれるようにした。婦人は各々、一週に八ドルの交付金を受け取り、七歳以下の子供には四ドル、それに母親が本当に休養でき

るように、子供は別々に世話をし、貴う。婦人は三〇歳から七〇歳までの年齢で、必要に応じて地方委員会が選定する。この人達は二〇人から四〇人のグループになって指定された場所、季節外れのホテル、または休暇中の学校、大学など、休養と娯楽を主な目的とする場所へ行くことになる。主婦協会のもう一つの事業計画は、地方にあるクラブが設けた子供作業室で、七歳から一四歳までの子供が、放課後、製本・靴作り・大工仕事・縫物などの創造的な技術を学ぶために、住宅の建てこんだ地域に一つの場所を提供したものである。

(ノルウェー主婦協会は、約五〇〇の講演と講座と公開実験講義とを毎年行っている。また危急の際のホーム・ヘルパーのための養成学校や訓練学校、および主婦のパザールの後援をしたりする。通信委員会は他の国々の同じようなグループの事業を知りたく思っている。)

婦人界の動き

(七月)

十八日 世界YWCA主催「平和に関するセミナー」(於ジュネーブ、七月二十一日〜八月一日)に出席のため、日本YWCAを代表して常任委員白石つぎ氏が出発した。

十八日 東京都婦連では、青少年不良化防止のために、悪の温床「深夜喫茶」の深夜営業防止対策を早急にたてるようとの要望書を、都知事、都議会議員、都青少年協、自・社両党に提出した。

二十日 女中さんの団体「希交会」では東京都ほか五県から二〇〇人が参加して第九回総会を東京で開いた。話しあいのテーマは「私たちにも週休を」「これからの女中はどうあるべきか」「希交会の中に既婚者のグループを作ろう」などである。

二十一日 大学婦人協会、地婦連、YWCA、婦人平和協会、婦人有権者同盟、矯風会、看護協会の七婦人団体は、アルコール中毒、泥酔犯罪等アルコール問題についての対策樹立、立法等を望む要望書を法務大臣に提出した。

二十一日 第十回総評大会(於東京、七月二十一日〜二十五日)で婦人の自主的活動を援助することをきめ、そのため初の婦人常任幹事一名をおくことになった。

二十二日 労働省は日本労働協会の設立委員一四名を任命した。うち婦人は藤田たき氏一名である。

二十二日 政府は昭和三十四年度税制委員二七名を委嘱した。うち婦人は山高しげり氏一名である。

二十二日 読売新聞社では第七回「読売教育賞」(二十七年設定)受賞者一一名の表彰式を行った。婦人では成人教育部門で大分県の工藤妙氏(婦人少年室協助員)が受賞した。

二十三日 保育所措置費の国庫負担制度改正は、保育所からの子供のしめ出し、保育の首切り、労働強化を意味すると、東京都内の保育や「日本子どもを守る会」「母親連絡協議会」等約二千名が参集して、保育所を守る東京協議会を結成した。

二十九日 売春対策国民協議会では、売春対策推進委員菅原通済氏を囲み、売春防止法施行後の諸問題について懇談会を開いた結果、単純売春を処罰の対象とするよう法の改正と深夜喫茶禁止を強く要望することについて決議した。

二十九日 主婦連では月例全体会で、警視監等と街の暴力追放について話しあい、各区の青少年協、PTAなどと協力して暴力追放運動をはじめることなどをきめた。

三十日 主婦連では、牛乳値下げについて農林大臣に要望書を提出した。

読書案内

「電灯のある教室」

全国中学夜間教習協議会編

これは、夜間中学に学ぶ生徒の生活記録集である。現在、全国で六〇校ほどの夜間中学が、負いいたて昼間は働かねばならない約三千の子供のため授業を行っている。義務教育制度にそむき、本来あるべきはずのない夜間中学は、「もぐり学校」などと当局からも批判され、ままた子扱いにされ、世間にも、そんな学校が本当にあるのかと驚く人が少なくないほど、全く置き忘れられた学校である。

こうしたためぐまれない中であって、貧困はもとより、父母の病気、死別、一家の離散等あらゆる悲しみの責を負った子供等が、何を考え、何を望み、どんな生活をしているかが、静かに淡々と語られている。しかし、お涙頂戴式のじめじめした話は一つも無い。彼等が貧しさを素直に認め、父や母の責任までも小さな肩に背負って、誠実に自己の道を歩もうと

している姿が、読む者を力づけ、生活への希望を新たにさせる。活気を帯び始めた朝の青果市場で、リノグや夏柑をかつぎ、十五貫のじゃがいもをかついで、肩がばかになっても、僕らの務めている会社は日本一、売上げは東洋一と誇る巨君。あるいは、朝は新聞配達、昼間はうすぐらい工場に働く旋盤工、退社しては夜間中学校の生徒となるA君は、遠くを走る選挙演説車を「住みよい社会になるように」と希望を託して見送る。そして苦勞すればするほど、喜びと幸福があると信じているのだが、一作ごとに、担当教師が簡単に作者の紹介を添書きしているが、これによると前記のA君は過勞に倒れ、学業もなかなに帰郷、静養中とのこと。考えさせられる問題である。

この本を読む場合は、後註と読み合わせ、深く所在する社会問題を探っていくことが肝要である。(S)

一定価二五〇円

産業別	女子 万人	男子 万人	男女計中 に占める 女子割合		女子雇用 者の産業 年同月と 前月の比較	
			%	%	万人	%
総数	1,763	2,563	40.8		+ 5	
自営業者	273	795	25.6		+ 10	
家族従業者	887	382	70.0		+ 48	
就業者	603	1,384	30.3	100.0	- 53	
農林業	15	26	36.9	2.5	- 1	
漁業及び水産養殖業	* 1	12	7.1	0.2	+ 1	
鉱業	* 8	44	15.7	1.3	- 3	
建設業	25	138	15.3	4.1	- 2	
製造業	212	485	30.4	35.2	- 8	
卸売、小売、金融、 保険、不動産業、 運輸、通信その他の 公益事業	144	221	39.5	23.9	- 23	
サービス業	25	182	12.1	4.1	+ 3	
公務	161	171	48.5	26.7	- 26	
完全失業者	21	34	38.2		+ 8	

「註」 1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの
万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその
内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総務省統計局労働力調査 —

一労働省労働統計調査部調一

婦人少年局ニュース

婦人少年局では、このほどモデル地区における労働者家族の生活向上のための技術指導計画実施要領を公表しました。

〇モデル地区における労働者家庭生活向上のための技術指導計画実施要領

一、趣旨

労働者が十分な生産活動を行うためには、労働者自身の福祉とともに、家庭生活の向上が求められるので、そのための施策の一助として、住宅等労働者住宅の密集地域における労働者家族に対し、生活向上のために必要な技術について集団的・継続的に指導援助を行うものとする。

二、実施対象

労働者住宅密集地域の中から選定したモデル地区における労働者家族の主婦とする。

三、実施方法

労働省婦人少年局は、労働者家族の生活技術指導を担当する協働員を選出し、婦人少年室を通じて左の方法によって指導を行うものとする。

1、懇談会の開催

婦人少年室長は専任協働員とともにこの問題についての関心をたかめるため、労働者家族および関係事業所、労働組合等とモデル地区において懇談会を随時開催するものとする。

2、専任協働員による技術指導

専任協働員はモデル地区に出張し、直接労働者家族に接して集団指導を行うものとする。

3、連絡員

婦人少年室長はモデル地区に居住する労働者家族の中から特にこの問題について熱意をもつ有能な主婦を当該地区における連絡員として置くよう勧奨する。

四、指導内容

家計、保健、衛生、家事作業、教養、娯楽、人間関係等、家庭生活に必要な知識の普及および技術の指導ならびに協同活動の育成指導を行うものとする。

五、実施の時期

昭和三十三年労働者家族福祉運動期間中に懇談会を開催し、その後継続的に技術指導を行うものとする。

二、一か月に必要な資料

〇労働者家族に関する基礎資料(三) — 参考資料 No. 6 —
〇労働者家族の福祉を高めよう — リーフレット No. 8 —

婦人少年協会の発行所

昭和三十三年九月一日 印刷
昭和三十三年九月五日 発行

定価 五十円 通巻第六十九号
編集人 久米愛子
発行人 平林たい子
印刷人 東京新報社 山崎三〇五
印刷人 石井完一

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二
(日本職業指導協会内)

婦人少年協会
電話九段(三) 九九五九七
振替口座東京 一〇七九一四

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
Ⅶ. 農村の婦人について					3. 農村生活と婦人				
家事作業は労働なりや — 農村婦人の家事労働時間の問題	今和次郎	家庭科学	(153)	51	農家住宅の改善	郷田洋文	民間伝承	(18-1)	54
村の婦人の生活	熊谷元一	農業総合研究	(5-2)	51	新しい食生活を打ち建てよう — 米穀偏重の食生活への反省	吉田利枝	社会教育	(9-1)	51
わが郷土の生活改善について	大澤ニキ	家庭科教育	(26-9)	52	農村婦人の生活時間と労働	児玉省三	家政学雑誌	(4-2,3)	51
かまどの改善と農民生活	丸岡秀子	グリーン・エッジ	(2-9)	51	高校出身者の農家嫁入りはどのような点で困難か — 農村文化向上のための一考察 —	式守富司	教育研究	(6-1)	51
農村台所改善の実例	岩瀬金二	家庭科教育	(26-9)	51	愛妻田の主婦	田辺繁子	婦人公論	(39-7)	51
農村のすまい(6) — 台所改善について —	青木志郎	社会教育	(7-9)	51	愛妻田運動	上野庄吾	社会事業	(37-7)	51
*農村婦人の生活意識	労働省婦人少年局			51	生活改善グループの動き	辻 英恵子	農村時報	(13-6)	51
*農村婦人の生活 — 実態調査結果報告 —	労働省婦人少年局	婦人関係資料シリーズ第7		51	農村における生活改善運動の方向		教育展望	(5-5)	51
農村婦人の生活改善	寺神戸誠一	農村春秋	(2-4)	51	保健衛生と生活改善		公民館月報	(68)	51
農村婦人の働き方について — 2 —	藤原房江	家庭科教育	(26-4)	51	農村と産児調節	大牟隆良	国民健康保険	(5-8)	51
農村生活改善クラブの集い	藤枝文子	家庭科学	(159)	51	農村における夏期食生活の状況とその改善の在り方	山本通子	ふじ	(4)	55
生活改善の方向	矢口光子	農業協同組合	(61)	51	日本の農家生活	山本松代	ニューエイジ	(7-5)	51
農村婦人の問題と生活改善	西原照久	家庭科学	(157)	51	高知県の山村における食・衣生活の構造	有沢真雄	高知女子大学紀要	(2-2)	51
*生活改良普及員のあゆみ	静岡県経済部	普及資料		51	農村に於ける家庭管理について(1)	吉村和子	金沢大学教育学部紀要	(3)	51
*農業生活改良普及員実績(昭和25年度)	山口県経済部	農業改良普及資料 第32号		51	農業経営と生活改善	小山義夫	農村時報	(14-3)	51
*生活改善グループ活動	愛知県農林部	同		51	農村における性別・年齢別個人生活費と消費単位について	藤本武岡	労働科学	(31-1)	51
農耕者の生産力に関する統計的観察	岡崎文規	人口問題研究	(7-2)	53	4. 家族関係と農村婦人				
農村家庭の家事労働調査研究	大塚としえ	高根大学論集(教育学)	(3)	51	家族制度の地盤と構造	武能通孝	潮流	(1-11)	46
カマドからひろがる住改善	渡辺智多雄	社会教育	(8-7)	51	日本家族制度批判	長谷川如晃	婦人の世紀	(1)	51
台所改善運動の農村的性格 — 宮城県岡田村における実態 —	佐々木嘉彦	農業総合研究	(7-3)	51	生活革命と家族制度	杉之原一	日本評論	(11)	51
*理想農家の生活設計(愛農叢書)	高橋武雄	全国農会本部(和歌山県海草郡紀井村)		51	*先祖の話	柳田国男	岩波書房		51
改良普及四年の経験から	飯沢喜久治	農業教育と(2)		51	*家閑談		朝倉書房		51
食生活改善推進運動の意味	風田俊夫	農業協同組合	(78)	51	*主婦権について	瀬川清子	明世堂書店	47	51
食生活改善に対する世論調査 — 婦人の生活は高められたか(2) —		公民館月報	(61)	51	新憲法と農村の家	我妻・有賀・玉城・大谷	農業朝日	(11-5)	51
生活改善について	大塚盛義	同上	(57)	51	明治時代における農民の家族形態と農業の発達		季刊大学	2	51
生活改善を主題とする世論調査 — 生活改善にどれだけの関心をもっているか —		同上	(59・60)	51	我が国農村における家族主義とその実態と理想の条件				51
生活の共同化	渡辺智多雄	社会教育	(8-10)	51	家族制度と農村社会構造	磯田 浩			51
農家の生活改善の新しい方向	本多 修	農業教育と(1)		51	わが家族制度と小農経営の将来	大槻正男	農業と経済	(30-2)	51
農村における「かまど」の改善促進に関する意見	経団連月報	(1-10)		51	農業家族の在り方	中川善之助	農政評論	(1-2)	51
農林省農業技術研究所農村生活課を助けて	家庭科教育	(27-11)		51	*家族形態と農業の発達	古島敏雄	学生書房		51
毎日が生活改善への道	東野 義子	社会教育	(8-10)	51	東北農村の家族主義	福武 直	中央公論	(11)	51
私の生活改良普及運動	人見 金	農業教育と(2)		51	農村の家族制度	江崎三枝子	婦人の世紀		51
*図説農家新生活と設備の改善(農業新聞)	高橋武雄	博友社		51	民法改正と農業資産相続特例法	加藤 一郎	農業技術	(2-11)	51
村造りと女性 二六二	遠藤幸一郎	自治公論	(20-3)	51	*農業資産相続特例法案に対する世論調査		世論科学協会		51
農村における生活保護世帯の生活	藤本 武	社会事業	(35-12)	51	*家族研究の回顧と展望 — 社会調査の理論と実際 —	小山 隆	青山書院	48	51
*農村の生活改善(農学叢書)	青森県教育庁			51	*日本農村社会調査法	鈴木栄太郎	国立書院		51
				51	近畿米作農村の家族構成	中村治兵衛	農業総合研究	(2-1)	51
				51	民法改正と農家		農政評論	(2)	51

B 6 判
260 頁
定 価
250 円

電灯のある教室

夜間中学生の生活記録全88編収載

日本図書館協会選定

多くの父兄にも

読んでもらいたい本

亀井勝一郎

めぐまれない条件というものが、人間をいぢけさせずに、逆に勇気と希望をもたらしよい例がここにみられる。大人になつても、この時の通学の喜びと努力を思ひ出し、どんな境遇でもりこえてゆく逞しい意志を育てて行つてほしい。自分たちのいまの境遇こそ、一番力づよい人間を育てるのだという自信と誇りを、失はないことが大切だ。同じ年ごろの少年少女はむろん、一つの社会問題として多くの父兄にも読んでもらいたい本である。

この作文集を見て

阿部 静 枝

貧困で矛盾のひどい日本にあつて、善意の現れは夜間中学の労働少年のすがたとも言える。この人たちが、健康、希望、誠実を持ちつづけて生長し、世に立つ時、日本に適当した質素な生産社会が開けるだろう。楽に学べる人たちは心おこらずに、改めて学ぶ仕合せを感じて欲しいと思う。おとなも少年も読んで謙虚になる本である。

私の胸は熱くなる

赤松 常子

この文集が世に送られる運びになつて、私は嬉しい。私をこめて世の人人は改めて、少年少女の逞しさ、けなげさに学び、その負うている犠牲が軽くなるように動かずにはいられないだろう。

発行所

全国中学校夜間部
教育研究協議会

東京都墨田区曳船中学校内
東京都墨田区吾嬬町西3丁目1番地
振替東京84184 電話(23)4949

雨にも風にも

労働省婦人少年局編

B 6 判 218 頁・写真さしえ入
定 価 200 円 下24 円

——労働大臣賞に輝く——

働く年少者の生活記録全50篇

おとなへの警鐘

毎日新聞論説委員

五島 貞次

働らく少年少女の作文を読んで、こころが洗われるようなさわやかな感動をおぼえました。この種の作文はとなく賞状というところがアタマにこびりついて、ことさらに自分をりっぱな模範勤労少年に見せるため、あるいは職場の上役にあいもありませんが、こんどはそういうものがほとんど見られなかつたのは、大きな進歩だつたと思います。彼らは実に誠実であり、真つ正面から人生と取り組んでいゝ。これが何より強い印象でした。またありふれた仕事にも深い情熱をもち、一日も早く仕事を覚え、世のなかの役に立つ人間になりたいと念願し、先輩の手きびしい指導にたえ、ひたむきに精進しています。こういう少年少女たちの生活を明るく豊かにし、その苦労に正しくむくいるのは、おとなの責任です。この作文は、いわば、おとなたちへの警鐘といつていいでしょう。

日本図書館協会選定

発行所

教養社

東京都千代田区神田三崎町2-14
電話 九段(33)4104, 振替東京98469番

昭和二十八年五月三十一日第三種郵便物認可(毎月一回五日発行)
昭和三十三年九月五日 発行

婦人少年少者

第九号

定価五〇円(送料四円)